

平成 2 9 年

三川町議会会議録

第 4 回 議会定例会

平成 2 9 年 9 月 6 日 開会

平成 2 9 年 9 月 1 2 日 閉会

三川町議会事務局

平成 2 9 年

第 4 回 三川町議会定例会会議録

平成 2 9 年 9 月 6 日 開 会

平成 2 9 年 9 月 1 2 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 9 月 6 日 (水) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・ 荘内地方町村議会議長会議員前期研修会について	4
・ 庄内市町村議会議長会議員全員研修会について	5
・ 三川町行政評価に関する報告書について	6
議第 3 3 号 平成 2 9 年度三川町一般会計補正予算 (第 2 号)	6
議第 3 4 号 平成 2 9 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	6
議第 3 5 号 平成 2 9 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	6
議第 3 6 号 平成 2 9 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	6
請願第 2 号 「共謀罪」 (テロ等準備罪) 法案に反対する意見書提出を求める請願	2 3
請願第 3 号 平成 3 0 年産以降の米政策の見通しに関する件について請願	2 6
一般質問 6 名	2 6

第 2 日 9 月 7 日 (木) 休 会

< 請願審査委員会 開催 >

第 3 日 9 月 8 日 (金) 会議録第 2 号

議第 3 7 号 平成 2 8 年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について	6 9
議第 3 8 号 平成 2 8 年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 9
議第 3 9 号 平成 2 8 年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6 9
議第 4 0 号 平成 2 8 年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	6 9
議第 4 1 号 平成 2 8 年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 9
議第 4 2 号 平成 2 8 年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 9
請願審査委員会報告 (産業建設厚生常任委員会)	

請願第3	平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について請願	76
------	-----------------------------	----

【決算審査特別委員会 開催】

第4日 9月9日(土) 休 会

第5日 9月10日(日) 休 会

第6日 9月11日(月) 休 会

【決算審査特別委員会 開催】

第7日 9月12日(火) 会議録第3号

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告(決算審査特別委員会委員長報告)	80
議第43 字の区域及び名称の変更について	82
議第44 三川町監査委員の選任について	83
三川町議会議員の派遣について	85
意見書第2号 平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書提出について	85

平成29年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年9月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	佐藤真子 書記	吉田直樹 書記
五十嵐章浩 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 9月6日(水) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・ 庄内地方町村議会議長会議員前期研修会について・ 庄内市町村議会議長会議員全員研修会について・ 三川町行政評価に関する報告書について |
| 日程第 4 | 議第33号 平成29年度三川町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 5 | 議第34号 平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 6 | 議第35号 平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 7 | 議第36号 平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 | 請願審査委員会報告(継続審査)
請願第2号 「共謀罪」(テロ等準備罪)法案に反対する意見書提出を求める請願 |
| 日程第 9 | 請願第3号 平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について
請願 |
| 日程第10 | 一般質問 6名 |

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） ただいまから平成29年第4回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 田中 晃議員、
8番 成田光雄議員、以上2名を指名します。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る9月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成29年度各会計補正予算4件、平成28年度各会計決算認定6件、事件案件1件、人事案件1件、以上12件があり、この他に、諸般報告3件、請願審査委員会報告1件、請願1件、一般質問6名、議長発議1件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日6日から12日までの7日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告3件を行った後、平成29年度の各会計補正予算4件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、継続審査にかかる請願審査委員会報告1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員からの請願の趣旨説明のあと、所管の委員会に付託となります。

なお、今定例会では、夜間議会を開催することとしておりますので、本日午後5時30分以降をそれにあて、一般質問を行います。

一般質問は、6名の議員から通告があり、1人30分を持ち時間として通告順に行い、本会議はこれで散会となります。

第2日目の7日は、本会議は休会となり請願審査委員会が開催されます。

第3日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き、平成28年度の各会計決算認定6件が一括上程され、決算の概要説明及び決算審査結果の報告を行い、直ちに議長発議により「決算審査特別委員会」を設置し、各会計決算6件を審査付託します。

次に、追加議事日程として、請願審査委員会報告が予定されており、これで本会議は散会となります。

その後に、「決算審査特別委員会」を開き、委員会構成を行います。審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。

なお、決算審査においては、係長以上の出席を求めることにしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

第4日目の9日、第5日目の10日は、本会議は休会であります。

第6日目の11日は、午前9時30分から引き続き「決算審査特別委員会」が本議場で再開されます。

第7日目の最終日12日は、午前9時30分に本会議を開き、決算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論・採決を行います。その後、事件案件1件が上程され、質疑、討論、採決となります。その後、人事案件1件が上程され、ただちに採決となり、次に、議長発議1件が上程され、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ解りやすいご答弁を頂き、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

- 議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月12日までの7日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月12日までの7日間に決定しました。

- 議長（小林茂吉議員） 日程第3「諸般報告」を行います。

初めに、議員派遣の報告であります。これは3月議会定例会においてそれぞれ議員派遣を決定したものであり、「荘内地方町村議会議長会議員前期研修会」及び「庄内市町村議会議長会議員全員研修会」について、議員からその報告を求めます。9番 梅津 博議員。

- 9番（梅津 博議員） 最初に「荘内地方町村議会議長会議員前期研修会」について報告いたします。

荘内地方町村議会議長会議員前期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 平成29年7月14日（金）

3. 参 加 者 三川町議会議員全員

4. 研 修 地 庄内町 センチュリープラザ和心

5. 研修内容 講演 サイエンスパークから始まる新たなまちづくり
講師 YAMAGATA DESIGN 株式会社
代表取締役 山中大介氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成29年9月6日

三川町議会

副議長 梅津 博 ⑩

続いて「庄内市町村議会議長会議員全員研修会」について報告いたします。

庄内市町村議会議長会議員全員研修会の報告

1. 目 的

地方自治の振興発展並びに地域開発の推進に寄与するため、庄内地方の市町議員の識見と資質の向上を図るとともに、庄内広域にわたる議会活動の活性化に資することを目的に参加した。

2. 研修日程 平成29年8月17日（木）

3. 参加者 三川町議会議員全員

4. 研修地 三川町 いろり火の里「なの花ホール」

5. 研修内容 講演 「庄内地域の発展に向けて」
－ 若者定着対策・観光交流の促進 －
講師 庄内総合支庁長 小野真哉氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成29年9月6日

三川町議会

副議長 梅津 博 ㊟

○議長（小林茂吉議員） 次に、「三川町行政評価に関する報告書について」町長より報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 第6次三川町行財政改革大綱、並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、平成28年度事業に係る行政評価を行いましたのでご報告いたします。

評価の方法につきまして申し上げますと、第3次三川町総合計画の実施計画に掲げております事務事業につきまして、所管課等による第1次評価を行い、その後、第1次評価の検証と課題、及び今後の対応策につきまして、管理職で構成いたします行財政改革推進本部会議におきまして、第2次評価を実施いたしましたところであります。これら2回の評価を踏まえまして、先月8月23日、町内各種機関・団体代表者、及び識見者により構成いたします三川町行財政改革推進懇談会におきまして、全施策の実施結果の検証と今後の方向性について、第3次評価としてご意見、ご提言をいただいたところであります。その結果等につきましては、三川町行政評価に関する報告書として本日配布させていただいておりますのでご参照いただきたいと思います。なお、報告書の朗読につきましては割愛させていただきます。

また、三川町行政評価調書につきましては、町のホームページ等でも公表していくことを申し添えまして報告いたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第4、日程第5、日程第6及び日程第7の以上4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、日程第5、日程第6及び日程第7の以上4件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第33号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第2号）」、日程第5、議第34号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第6、議第35号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」及び日程第7、議第36号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第33号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第2号）」、議第34号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議第35号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、議第36号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」以上4件について提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、又は財源の調整が必要な款项で

補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

はじめに、議第33号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ7,107万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を44億4,849万8,000円といたすものであります。

まず、歳出について、その主なものを申し上げますと、2款総務費につきましては、電子計算費における電算処理業務委託料等を追加補正いたすものであり、3款民生費につきましては、国民年金費における国民年金システム改修委託料、保育園費における調理師等衛生検査手数料、及び子育て交流施設整備事業費における子育て交流施設用地造成工事請負費等を追加補正いたすものであります。

6款農林水産業費につきましては、農村総合整備事業費における農業集落排水事業特別会計繰出金を追加補正いたすものであり、7款商工費につきましては、商工総務費における活動委託料等及びいろり火の里施設費における修繕料を追加補正いたすものであります。

8款土木費につきましては、土木総務費における使用料及び賃借料、道路維持費における町道維持管理作業業務委託料等、除雪対策費における使用料及び賃借料、河川総務費における修繕料、公園費における作業手数料、及び下水道費における下水道事業特別会計繰出金を追加補正いたすものであります。

9款消防費につきましては、消防施設費における消防施設整備事業補助金、及び防災費における消耗品費を追加補正いたすものであり、10款教育費につきましては、事務局費における適正就学支援委員会委員報酬、小学校の学校管理費における工事請負費、幼稚園費における調理師衛生検査手数料等、公民館費における町内会公民館等整備費補助金、体育施設費における修繕料、及び学校給食費における学校給食調理業務等委託料を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の追加補正費目に伴い13款国庫支出金、17款繰入金、18款繰越金、及び20款町債について、所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第34号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。11款諸支出金について、平成28年度の退職者等療養給付費等交付金の精算により償還が必要になったことから、退職被保険者等償還金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の追加補正に伴い、10款繰越金について、所要額を計上いたしたものであります。

これによりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万3,000円を追加し、補正後の予算総額を8億791万5,000円といたすものであります。

続きまして、議第35号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

まず、歳出であります。1款総務費につきましては、施設管理費における管路布設等工事請負費を追加補正いたすものであります。

次に歳入であります。歳入の補正費目に伴い、1款加入金及び3款繰入金について、所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万円を追加し、補正後の予算総額を1億5,730万円といたすものであります。

続きまして、議第36号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

まず、歳出であります。2款事業費につきまして、事業費における管路布設等工事請負費を追加補正いたすものであります。

次に歳入であります。歳入の補正費目に伴い、1款分担金及び負担金、4款繰入金について、所要額を計上いたしましたものであります。

これにより、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万2,000円を追加し、補正後の予算総額を3億3,966万2,000円といたすものであります。

以上、議第33号から議第36号まで、一括してご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 私から3点ほどお伺いしたいと思います。

8ページにあります、7款商工費の中での地域おこし協力隊活動支援事業についてであります。先日の説明で1名の募集ということでありましたが、現在3,800名ほど全国で活動しているということでありまして、協力隊という名目からも、一つの自治体で複数名での活動が多くなっているようではありますが、本町においては1名の募集ということでありました。1名で活動に差し障りがないものかどうか、所見をお伺いしたいと思います。

2点目に、8款の土木費、道路維持費の中の町道維持管理作業業務委託料が、倍額に近いほどの増額になっております。このことについて、説明をお願いしたいと思います。

3点目に、9款の消防費、防災費の中の自主防災組織育成助成事業の中の消耗品費、90万5,000円増額の要因をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の地域おこし協力隊についてでございますが、ご指摘のとおり、今回の補正をお願いしますところは1名でございます。10月1日から年度末の3月までの6ヵ月間ということでの経費でございますが、実際にそういった方に応募いただいて順調に思い通り活動を開始された場合について、1名でそういった活動が十分できるのかというようなご心配かと思いますが、もちろんその方の活動を見ながら、その方が十分に活動できるような状況を整えていきたいとは考えております。

なお、考え方でございますが、募集をかけますと1名だけでなく複数名の募集の可能性も残しております。そうした場合には、状況を踏まえながら検討する余地はあるかとは思いますが、今現在については1名で、その人の待遇を見ながら、対応をしながら頑張っ

ていただければというふうに考えておるところです。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） ご質問にありました町道維持管理作業業務委託料の補正の内容でございますが、当初予算においては、こちらの項目については塗装作業等の委託も含まれていますが、一番経費がかかる部分といたしましては町道の舗装修繕、これは打換えの場合もありますし、それから同じくオーバーレイによる舗装の修繕といった業務委託料が大半をなしております。特に、今年度の上半期においては、その舗装修繕を重点的に行った箇所がありまして、現在執行率がほぼ 100%に近い状態となっております。今後後半に向けて、やはり道路の安全確保を図るため、舗装の修繕については下半期においても実施していく必要があるということで、今回大幅な追加をお願いするものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 9 ページの 9 款消防費、自主防災組織育成事業の消耗品費の追加に関するご質問でございましたが、この消耗品につきましては、非常持ち出し袋を当初予算においても計上し、購入しているところでございます。これについては、基本的には全世界帯にこれを配布し、避難する際の持ち出しという形で、意識啓発として使っているものでございますが、28年度までにつきましては、転入があった際に町内会長から取りまとめをいただきまして、その転入世帯の方に配布をしていただいております。

ただ、やはり転入・転出が様々ございますので、町内会長の方もすべてを把握できていない状況にありましたので、改めて29年度からその方法を変えようということで、転入してきた際に窓口でこれを配布する方法に改めるということで、内部で検討いたしました。

その際に、では28年度どのような形で配布になったのかということで転入世帯を調べまして、当然のように非常持ち出し袋については配布台帳がございますので、その配布台帳と突合した結果、やはり配布されていない世帯があったということが判明いたしました。29年度からは転入した際にお渡しするわけでございますが、それ以前に配布できていなかった世帯に対してこれを配布したいと考えまして、今回補正を行い、未配布のものについてこれを実施し、自助、共助、公助の中では特に自助として使われる非常持ち出し袋を今回購入したいというふうに考え、追加補正いたしましたものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員

○1 番（鈴木重行議員） 農道の整備、舗装の打換えということでありました。農道から町道へ格上げになった道路につきましては路盤の問題もあろうかと思いますが、傷んだ道路、これからますます増えてくるものかと思われまますので、チェックしながら補修進めていただきたいと思っております。

非常持ち出し袋につきましても、全世界帯に行き渡るということでありまして、防災に備えた設備ということで、これからも漏れがないように配っていただきたいと思うところであります。

地域おこし協力隊について、もう一点だけお願いします。これまで町民の中で人材発掘とか人材の育成できなかったものかと、少し残念に思うところもあるわけでありまして、都市

から招いた場合、どのような人材、どのような方から来ていただきたいか望むもの、さらにはどのような活躍をしていただきたいか、もし少し具体的な望みがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 町として地域おこし協力隊員を委嘱して、この町で活躍をいただきたいということでございますが、景観も踏まえて、実は観光ですとかそういった形を通しながら活躍いただきたいというのがまず第1点でございます。

ただ、それが100%ということではございませんので、都市部から来られてゆくゆくは移住を考えられる、そういった方をまず第一に求めたいと思いますし、そういった覚悟を持ってこの地に来られた方が、観光等の仕事を通しながら、それ以外のまちづくりについても取り組んでいただける方が一番であると考えております。

近隣の市町村においても、かなりの人数が活躍されていると聞いておりますので、そういった方々との交流も通しながら、その方が十分に活躍できるような場は作っていききたいと考えています。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私からも3点ほど質問させていただきたいと思います。

ただいま説明ありました7款商工費の中で、地域おこし協力隊活動支援事業ということで先般も説明ありました。その中で、観光協会の方の仕事もしてもらおうというご説明がありましたが、やはり私は観光協会の仕事とは別に考えて捉えるべきではないかというふうに思いまして、改めまして観光協会との関わり方などをご説明いただければと思います。

次に、同じ商工費の中ですが、いろり火の里施設費の中で修繕費200万円上がっております。29年度当初予算の中には、リニューアルということで改修に5,000万円ほど計上してあるわけですが、不測の修繕の事態が起きたのではないかと予測されます。その内容をご説明いただければと思います。

三つ目に、9款消防費でございます。予算のときにも話になりましたが、消防隊員の装備の方を拡充すべきではないかということでお話ししました。前向きに検討という言葉いただきましたが、29年度内になるものなのか、それともいつまで考えているのかというところをお聞きしたいです。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 地域おこし協力隊と観光協会との関わり方ということのご質問でございました。今描いている地域おこし協力隊につきましては、前に説明申し上げましたとおり、個人事業主として独立した形で来ていただきまして、町おこし業務ですとか、そういった業務については委託という形で行っていただきたいというふうに考えております。つまり観光協会の選任職員として席を置くということではございませんので、ご意見等いただきましたが、この委嘱した協力隊員の自由度が得られるような形で、個人事業主の立場での委託ということでございますので、そういったことを踏まえれば、観光協会とのかかわりということにつきましては連携関係にあるというふうに捉えています。

したがいまして、観光協会自体でその方からすべて担ってもらうわけではございませんので、係る業務等たくさんございます。そういったものについては、観光協会内で別途検討する必要があるとは考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） いろり火の里施設の修繕費の関係でございます。こちらの方につきましてはリニューアルの予算を持っているところでございますが、施設の方で、なの花温泉田田の方、やはりボイラー等について不具合が発生したということで、早急にボイラーの方の修繕を行いたいという部分と、それから、田田の宿の方におきましても、雨どい等の不具合で、雨が雨どいの方から溢れたりする部分もあるということでその修繕、さらには、なの花ホールにおきましても、視覚の障がい者の誘導ブロックのカーペットでございますが、そちらの方を早急に修繕したいということで今回修繕費を計上させていただいたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 消防費、隊員の装備に関する検討というようなご質問でしたが、今回9月補正予算においては計上していないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まず始めに、いろり火の里に関しましては、やはり5,000万円というリニューアルを予算計上しておりますので、そういった点字ブロックであったり、前もって見える物は早めに計上すべきでなかったかなというふうに思われます。

また、雨漏りとボイラーの故障は不測の事態ということも考えられますので、それは致し方ないとは思いますが、見えるところで早めに補修をかけていくのが良いのではないかと思います。

消防費に関しましては、再度伺いますが、今回計上していないということでして、いつぐらいに装備の拡充を考えているのかということをお伺いしたいです。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 装備の拡充につきましては、先程隊員という話があったので消防の協力隊員のことだというふうに捉えましたが、それにつきましては前の議会一般質問ございましたが、隊員の装備については、その隊員の皆さまと協議しながら検討していくということにしております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 失礼しました。隊員ではなくて団員の装備ということで最初からお伺いしたつもりでした。

団員の装備について、例えば安全靴に変えるであるとかという案があると思いますが、こちらの方はどのぐらいまでに整備しているのかお伺いしたいです。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員に申し上げます。今日議題となっておりますこの件につきましては、今の質問の内容は論外ですので、受け付けませんのでよろしくお願い致します。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） では、私の方から2点伺いたいと思います。

まず初めに、7ページの民生費、子育て交流施設整備事業であります。

子育て交流施設用地造成工事請負費ということで4,120万、三川産業団地の造成を見ても、あの規模からいくと4,000万で造成すべて完成はしないなというふうに思います。今回どの程度の工事を見ているのか。また、田んぼを造成すると土が落ち着かなくて、あまり工事を急ぐと建物の土地が安定しないうちにいろいろ造成すると、いろいろ問題も後で出てくるというふうなことも考えられますので、今回の工事というのはどの辺まで見ているのか教えてください。

それから9ページ、8款土木費、除雪対策費ということで、使用料及び賃借料であります。除雪はまだ始まっていないので、今から何か準備するようなものというのが少し私考えられなかったんですが、この中身を教えてください。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 子育て交流施設の造成の工事の事業料といいますが、予算に関してであります。造成工事につきましては、造成本体の工事及びその工事管理につきまして、今年度と来年度ということで2ヵ年にわたる事業ということで整備を考えております。

今回補正に上げさせていただきました予算の内容につきましては、29年度分ということで事業を進めていきたいと考えております。2ヵ年分、来年度分につきましては、今回補正予算に合わせまして、債務負担行為の補正も併せてさせていただき、2ヵ年にわたる工事ということで進めていきたいと考えております。

今年度の内容についてであります。今年度につきましては、買収後その土地に工事車両等入りますので、その侵入になります道路の取り付け、それから、施設を取り囲みますL字型の擁壁を施設の外周にといいますか、設置する等の内容で進めたいと。実際の土の搬入等につきましては、整地につきましては来年度を予定しております。短期間でということのご心配のご意見等もございましたが、これまでの町の事業等、それから先に三川産業団地での工事等につきましても、おおむね冬といえますか、冬期間から春夏にかけてそういった造成を工事して、現在建物を建設中というところも見られますので、その工事期間については支障なく工事が進められるものであるというふうに考えているところであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 9ページの除雪対策費における使用料及び賃借料の内容でありますが、こちらにつきましては、現在町の方で保有しております車両の中に凍結防止剤散布車がございます。こちらの散布車については、平成26年に県の払い下げにより購入したものでございますが、この車両は平成10年式でございます。19年経過して、現在不具合が生じて事前の見積もり徴したところ、多額の修繕を要することが判明したものですから、凍結防止剤散布車、やはり冬期間の安全確保のためには必要だと考えまして、今

回従来よりも小型のタイプになりますが、凍結防止剤散布車はリースにより導入したいという考えで、今回補正予算の計上をしたものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 造成の方は、確かに隣の土地全部今買収して造成するわけではないので、最初に外枠固めてやるというのは大変よく分かります。土の盛土の方は春になってからということでありましたが、その辺も支障なくやるというふうな説明でありましたけれども、東郷小学校の場合、結構早く建物を急いだがために、その後少し下がったというふうな面もありますので、その辺は造成も少しできれば盛っておくところ盛っておけばというふうな感じをしています。

除雪車の方の小型のリースということでありました。これも除雪始まってからは間に合わないで、今回の9月の予算に入れたということでありますので大変よく理解できました。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私からは、6ページ歳入のふるさと基金繰入金について、まず第1点質問したいと思います。

私基金を造成する基準等あまり知らないものですから、もしかしたら説明あったのかもしれませんが、1,100万の基金の繰入金が今回の補正であります。ふるさと基金を繰り入れする場合の基準といいたいまいしょうか、考え方はどういうふうな基準で繰り入れるのかをお伺いしたいと思います。

それから、8ページの商工費ですが、何度も議員から質問ありますけれども、これももしかしたら管轄外というふうな話になるかもしれませんが、観光協会の費用の中にも職員の人件費というのはありますので、その点の関連について、観光協会の方の人件費はそれはそれで今は担当の方がおられないということになっておりますが、再度募集をしていくのか、その辺の関連でもし答えていただけるならばお願いしたいと思います。

それから、10ページの10款教育費の学校給食費であります。これを見ますと学校給食調理業務委託事業ということで33万の補正であります。通常給食費の業務委託料というのは契約で決まっておるのではないかなど。予算では2,000万ちょっとということですが、これが補正になった理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 6ページのふるさと基金繰入金の考え方でございますが、基本的にこのふるさと基金につきましては、ふるさと応援寄附金でいただいたうちから基金積立をし、後年度の事業に充てていこうということで積立をしているものでございます。この用途につきましては、基本的には経常的な経費には用いないと。投資的経費いわゆる政策経費の方に用いるという考え方を持っております。

ふるさと応援寄附金の方にも、寄附金の用途ということで、様々な総合計画の重点目標に掲げるものを掲示しているわけですが、今回は子育て支援あるいは地域交流、そういった面での用途になりますので、これを繰り入れすることといたしました。ただし、これ以外にも教育施設整備基金あるいは温泉施設整備基金、そういったものもございまして、

そういった絡みについては今後基金のそれぞれの使い道についての検討がその都度行われるものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 三川町の観光協会につきましても、専任職員ということで町からの委託料の中にその人件費ということで持っておるところでございますし、今不在であるということでその金額、予算については未執行という状況になってございます。1名の専任職員に対して、今商工観光係に席を置いておりますので、職員2名が兼務という形でその業務に今現在当たっております。

したがって、これから皆で秋の感謝祭ですとか、あったか冬まつり等々のイベントに限らず協会としての業務がかなりありますので、正直専任職員がいないということについては仕事の調整上、大変な状況にはなっております。先程議員の方のご質問にもお答えしたとおり、観光協会としての判断になりますが、こういった状況を踏まえて、やはり短期的であってもそういった方を業務執行のために求めるということは判断することになるかとは思います。

地域おこし協力隊とのかかわりの部分につきましては、隊員の人件費等については400万円枠で特別交付税の対象になります。したがって、募集になった場合について、先程6ヵ月分ということで計上させていただいておりますが、この部分についてもその枠内であるので対象になるという形になりますし、また、その方が募集して応募があって採用になったといった場合でも、先程の立場の中で観光協会の業務についても協力をいただきながら、より良い形に持っていきたいという考え方でございますので、その辺を加味合わせて観光協会の判断も出てくるかと思われまます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 高橋教育課長。

○説明員（高橋誠一教育課長） 学校給食調理業務委託料の増額のご質問でございました。この業務委託料につきましては、実際に調理をしていただく委託料のほかに、調理をする上で、調理の方に対する衛生検査に要する費用も含まれております。同じページの方、上段の方に調理費衛生検査手数料というのもございます。合わせて同じような項目で、保育園費、幼稚園費の方にも出ておりますが、こちらは内容としては同じものです。といいますのは、今年6月中旬にありました、厚生労働省から大量の調理をする施設に従事する人のノロウイルスに関する検査は、これまでノロウイルスが発生しやすい10月から3月までおおむね1回で良かったものが、今度10月から3月まで毎月1回を目途に行ってくださいということで通知がまいりました。やはり給食、安全が大切でありますので、そのマニュアルの改正に従いまして、調理委託の場合はその検査手数料もこれまで1回の分を5回増やして年6回にさせていただくということで、委託料についてはこれを変更して増額ということで考え、計上したものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに、7ページの交流施設の現在の土地購入の状況を伺いたいと思います。

続きまして、8ページの、先程から出ていますが地域おこし協力隊、この中で自動車等借上料があります。ということは、これ事業者とみなすということは、事業者の所有の車を借り上げるという解釈でよろしいのか伺いたいと思います。

あと、9ページの、私からも除雪対策であります。従来の融雪剤の散布車、修繕が多くかかるということで小型車のリースということですが、では従来の散布車の対応です。廃車に持っていくのか、その辺も伺いたいと思います。

続きまして、消防費の自主防災組織、今回非常持ち出し袋を遡って調べるということでしたが、当町内会でも例ありましたが、数年前移住した人がずっともらっていないということであって、そんなはずはないだろうということで話していたんですが、これ何年まで遡って調べた結果でこの補正予算を組んだのか説明お願いしたいと思います。

続きまして、9ページの下水道の繰出金であります。これは下水道の特別会計3・4ページに付随するわけですが、この件数等の内容を説明お願いしたいと思います。

そして、10ページの小学校施設であります。この件も内容を伺いたいと思いますし、その他先頭に毎年出てくるわけですが、町内会の公民館等の整備であります。今回はどの町内会でどのような内容の整備等を行うのか伺いたいと思います。

続きまして、体育施設であります。施設の修繕費に30万上がっておりますが、軽微とは思いますがどのような内容なのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 関連がありますので一括して、私の方からの答弁は4点ほどあったかと思っておりますのでお答えさせていただきます。

まず1点目の、子育て交流施設の土地取得に係るご質問についてであります。土地取得に当たりましては、対象となります地権者は3名、その面積については1万2,000平米弱ということで計画しております。現在いろんな各種手続きといいますが、特別法に基づきまず控除等受けられる手続き等もございますので、収穫後ということで考えております。ですので、時期としては秋ぐらいということで、9月にはなりましたが11月中での契約等、現在考えておるところであります。

2点目、小学校費についてであります。こちらは箇所としては東郷小学校職員室の空調設備、エアコンの交換ということで予定しております。職員室には2台の冷暖房ができるエアコンが設置しておりますが、うち1台が経年劣化等によりまして交換が必要というふうに判断されましたので、その交換にかかる費用であります。

次に、町内会公民館についてであります。年度途中ではありましたが、すみよし町内会の方から経年によります軒天の修繕、それから玄関前のスロープ及びそれに取り付けます手すり等を工事したいという希望が出されましたので、それに対応する形での補助金の交付を予定しているところであります。

あと1点。社会体育施設についてであります。こちら当初予算につきまして、現時点で町民体育館はじめアスレナの花等もあるわけですが、おおむねその執行率が当初予算の方に近い金額となっております。今後、例年見ますとアスレナの花の照明等、やはり1回交換しま

すと5万円以上の経費等も要しているということで、今後見込まれます修繕を見込みまして、今回の30万という補正を上げさせていただいたところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 地域おこし協力隊にかかる自動車の借上料でございますが、この自動車につきましては、町がリース契約をして、今現在は軽自動車を考えておりますが、それを貸与するという形での借上料になってございます。3万円の6ヵ月分で18万円を見込んだところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 9ページの除雪対策費における凍結防止剤散布車、現有車両の処分の取り扱いですが、これにつきましては、もともと県の払い下げで導入した経過がございます。県の補助金もその車両の方には入っていると伺っておりますので、基本的に廃車の手続きということになろうかと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 9ページの消防費消耗品費非常持ち出し袋に関するご質問でございましたが、これにつきましては、平成28年の4月以降の転入・転居者について調査をし、突合させていただきました。なお、もしそれ以前の配布漏れがある場合につきましては、今回この補正予算議決後に、町内会長の方に、こういった形で配布されなかった家庭に配りますよという話をさせていただきますので、その中でもしそういった家庭があるという話があるとすれば、町内会長を通してまた申し出をいただければ配布できるものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 遠藤環境整備主幹。

○説明員（遠藤淳士環境整備主幹） ご質問ありました8款土木費4項都市計画費の中の下水道事業特別会計繰出金につきましては、議第36号で上程させていただいております下水道特別会計の歳出2款管路等工事費10件分相当に当たる工事費について充当させていただき繰り出しをお願いしているという状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 再度確認ですが、除雪車であります。従来、県の払い下げということで近年購入して昨年度も活躍したわけですが、今県の補助があるということ、購入時点ですが、こういう廃車する場合等も県がかかわってくるのか町単独でこういう判断ができるのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 除雪車を廃車するにあたって、そういった補助金等が投入されたものに関しては、例えば、その後他の民間の方に売り払いとか、そういったことは原則できないということになっておりますので、そういった補助金が投入されたものについては原則廃車ということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時32分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） それでは、私からも数点伺いたいと思います。

最初に一般会計、7ページになります。

2款総務費。今回行政事務システム推進事業ということで470万が計上されましたが、いわゆるマイナンバー制度、税番号制度のシステム整備ということで、新たな取り組みについてのシステム追加というふうに受けとめます。これに関してですが、28年度の事業実績を見ますと、こういったシステムの業務委託料に関して3,000万弱の経費がかかっておりますが、そのうちこの税番号制度に関しては900万ほど費用としてかかったということでありませう。導入部分の中で一番経費がかかるということで国も支援はするわけですが、その後の維持については自治体の一般財源というふうなことで、こういった税番号システムの新しい取り組みが始まる度に財政負担が積み上がっていくということになるわけでありませう。町民にとってみますと、このマイナンバー制度、非常に将来的に便利に使えるすばらしい制度だというふうな宣伝のもとに行ってきたわけですが、なかなかその効果というものが見えないと私は思います。そんな中で、今回も計上追加ということで、これはやらなければならない仕事なわけですが、その効果の部分をどう判断されているのか。

それから、この将来とも伺いますか、いつまで新しいこの取り組みに取り組まなければならないのか、その見通しがなかなか我々から見えてこないということで、その辺の情報はあるのか。ないけれども仕方なくやらなければならないという状況なのか、その辺まず伺いたいと思います。

それから、同じページ、7ページの民生費の子育て交流施設の造成工事の件です。同僚議員からもありましたが、全体の事業を約半年間早めるということで、29年度から造成を始めるということですが、町民から望まれる早期完成という部分は理解するんですが、工事の出来高というものからすれば、やはり先程同僚議員からもありましたとおり、冬期間の工事というものが、どうしてもこの地域においては、土木工事に関しては出来高が悪いということになるわけでありませうし、あるいは土の落ち着き方、その後の建屋工事に対する影響というものも否めないということは我々経験してきたとおりでありませう。

そういった中で、半年早めてやる場合に、なぜ途中までの工事にするのかと。例えば、先程同僚議員からもありましたとおり、ある程度取付道路含めた敷地、すべての土盛りをまずは本格的な降雪期間の前に完成させて、雪によって落ち着かせるといった手法が望ましいのではないかと思いますし、どうせ早めるならばそこまでやってこそ意味があるのではないかと思います。今回の説明によればあまりにも中途半端なやり方なのではないかと思います。その辺の経過なり考え方について再び伺いたいと思います。

それから、8ページ、先程来出ています地域おこし協力隊に関してですが、先程までの答弁を伺っている限り、本来この地域おこし協力隊というものが、最終的にはこの三川町を気に入ってもらって移住・定住というところが私は最終目的なのではないかと思っております。それに至るまでに、この町を気に入ってもらう、地域おこしにかかわりながら気に入ってもらう過程というものが1年あるいは3年という期間に当たるのではないかと。先程来答弁を

聞いていますと、この地域おこし協力隊について、どんな目的で取り組もうとしているのかということに対して、観光という部分が盛んに出ておりました。確かに観光部分、弱い部分があるかと思います。ただ、本人の一番やりたい部分、あるいは企画力、情熱というものをいかに生かして、本人がこの三川の地域で活躍してもらおうのかと、そこに主眼を置かない限り成功はしないだろうと。町としての観光という部分にこだわり過ぎては、あるいはその観光協会というものの事業にかかわってほしいという部分に関しては、私はゼロで向かう必要があるのではないかと。まったくそれをなしにして当初は向かう必要があるのではないかとと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それから、土木費の道路維持費に関してです。先程説明ありましたが、それ以外にも道路施設補修工事請負費 400 万、それから道路安全施設補修工事請負費 350 万、これらに関しても、先程の町道維持管理の部分と同じように、あるいはそれ以上に、当初予算と比べてもこの道路施設に関しては当初予算が 250 万、今回が 400 万、それから道路安全施設に関しては当初が 250 万で今回が 350 万ということで、当初よりも多い金額が計上になっていると。この当初予算の計上の仕方に関して少し疑義を感じるというか、なぜこのような形なのかということになります。先程の説明の中で、当初予算の金額執行率が 100%近いというふうな話がありました。当初予算そのものは、やはり年間を通してある程度見込まれる事業料を計上するというのが本筋ではないかと思います。年度の半分いった段階でもう 100%近い、あるいは年度の後半、当初のそれ以上の金額を計上するといった姿勢が私はおかしいのではないかとと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 行政事務システム化推進事業の 470 万の追加の部分でございます。この部分については、近年国の方から個人、社会保障、税番号制度の導入ということで、平成 28 年の 1 月からマイナンバーが利用開始ということで、それを受けて国の方からハード的なシステムの整備、それからソフト的なセキュリティ対策の向上ということで昨年度も整備図ってきたわけですが、今年度も 29 年度に入りまして、国の方から今回の部分についてはさらにシステムの整備を図る必要があるということで、補助の導入ということで国の方からさらに 124 万ほどの番号制のシステム整備と、総務省分、厚労省分、それぞれ障がい者の福祉システム、自動システム、そういった部分でシステムの整備に対する部分強化してほしいと。それと、補修の部分について、今年度の必要な部分を今年度の歳出の方で計上させていただいたところでございます。なかなか効果が見えないという部分もあるわけですが、システムそのものとしてはこれまで情報漏えい、例えば国の方でも前に年金番号とかいろいろな個人の情報が外部に流出したと、そういった部分も受けて、とにかく個人の持ち出し、もしくは外部からそういったウイルス等に侵入されないような、そういうシステムはやはり強固にしなければならないということで、本町でもシステム、職員が外部に持ち出すことができないような形のシステムの整備、それと外部からのウイルスが入らないようなシステムを作らなければならないということで、内部的にも外部的にもそういった情報を強固にする必要があるということで整備を図ってきたところでございます。

今年度に入りまして、現在国、それから市町村間、自治体間の連携がよいよ始まるということで、まだ国の方からはっきりとした月、10月頃からという情報は得ていますが、現在は総合運用テストということで、近隣の市町村との連携のテストを行っているところでございます。そういった部分で、システムをセキュリティ強固にして守るという部分、これは国の補助金の整備事業も受けて町として進めてきたところですし、いつまで続くかという部分についても、なかなか今年の国、自治体間の連携である程度は整備的なものは終わるのではないかというふうには見ておりますが、ただ、今年度の部分についての追加でハード的なものも追加されたいということもありますので、なかなか国の方も走りながらというような部分でございますので、いつまでとはっきり見通せない部分でございますが、連携がまもなく秋にということで、10月、11月には始まるという国の方針もでございますので、それに向けてシステムのハード的なもの、ソフト的なものについては引き続き連携を強めていく必要があると。

さらには、県の方と市町村間との情報の連携ということで今進めておりますので、そういった部分についても、山形県市町村セキュリティということで、県の方がより情報を市町村と連携して強化を図るということで、インターネット関係の環境の回線を分離するという整備も行う必要があるということで、県と連携して現在進めているところでございます。ということで、今後とも整備の部分、いつまでという見通しはまだはっきりとは言えませんが、システムについては整備を強化していきたいということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 初めに、事業の加速化、前倒しでの開所についてであります。ご質問にありましたとおり、早期の開所を望む声のほか、新たな施設にその機能に移転で考えております放課後子どもクラブ、いわゆる学童の部分については旧押切保育園が老朽しておりますし、また、子育て支援センターにつきましても、その利用の状況から、どちらも手狭感といいますか狭隘の感も否めませんので、そういった現状を踏まえながら、できるだけ早期の開所ということで進めていきたいと考えておるところであります。

合わせまして、行程、今回の造成についてであります。今年度の補正予算で計上させていただきました額、その内容につきましては、その委託の中で、年度内で確実にその施行が見込める、見通せるというものを計上したわけでございます。先に答弁申し上げましたとおり、本町が関係します他の造成、建設工事等も踏まえながら、合わせまして委託事業者にも十分相談した上で、今回の行程、そして今年度の事業料ということで見通して計上したところあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 地域おこし協力隊員の活動しやすいような状況を作ってはどうかというような趣旨かと思えます。採用、隊員を委嘱する町の立場とすれば、新たな方が新たな視点を持ってこの地に赴いていただき、地域おこしに携わっていただきたいということと、それから、そういった活動を通して地域が活性化することを期待する一方で、こちらに赴く、いわゆる応募しながら三川町を選んでいただく方を想定しますと、やはり自

分の才能や能力を十分生かせるような環境がほしいということと、あとはそれを落としながら、定住ということを先に置けば、生きがい等を持ちながらこの地に住んでいただきたいという方、それぞれ立場で求めるものがあるかと思います。先程他の議員からのご質問にお答えしましたとおり、今回については経過も踏まえて、観光も含めたまちづくりという仕事をまず掲げながら、それに対して自分はこの分野について得意だよといった人に応募してもらいたいというような思いの中で、さらには、それに限らず個人事業主としての活躍を描いておりますので、それ以外についても自分の意思、ご本人の意思を持って活動できるようなことについては、その状況、要件等は配慮してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） 道路維持費における予算の配当と執行にかかわる部分のご質問でありましたが、道路の維持に関しましては、毎年その状況に応じて、例えば冬期間の状況でありますとか、そういった部分で傷みが激しい年度もございます。また、定期的な道路パトロール、それから町内会長はじめ道路利用者から様々な要望が入ってまいります。当課といたしましては、道路の安全確保をまず最優先としまして取り組んでいるところでございまして、特に本年度におきましては、春、夏において重点的にそういった道路の舗装を含めて、陥没箇所等の修繕を重点的に行って、さらに今後においても、まだお応えできていない部分が数多くございますので、それについて早期に改修しまして、そういった町民の要望等に応えてまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 税番号制度のシステム整備に関してですが、答弁のとおり、やはり走りながらやるというふうな国の考え方ところに地方自治体が付いていかなければならないという状況かと思えます。先が見えないということが一番の不安材料、そこかなと思えますが、これからやるべき整備の全体から見て現段階ではどれぐらい進捗しているのかと、その辺についてはどういった意識を持っていますか。伺いたいと思えます。

それから、子育て支援施設の造成事業に関して。業者なり専門家の意見を伺いながら今回の計上ということで理解はしますが、その出来高というものに関してぜひこだわりを持ちながら、将来50年、60年あるいはそれ以上に使用する施設でありますので、今が一番の基本的な部分で重要なところだと思いますので、出来高というものにあくまでもこだわって進めてもらいたいというふうに思います。今のは答弁いりません。

それから、地域おこし協力隊、この件についてですが、町としても本人の意思を十分尊重したいというような答弁だったと思えます。町として観光協会の部分、業務多くありながら、あるいは最近どんどんイベントも拡大しておりますので、その部分、担当者もいなくなったということで非常に苦しい部分は分かりますが、私はある意味観光協会は観光協会であろうと。ですから、観光協会を抱える職員というものと、この地域おこし協力隊というものは別個に考えるべきかなと思っております。

ですから、例えば本人が観光という部分に非常に興味があって、三川町としてその観光の部分、あるいは観光協会で行っているイベント等に対しても、もっとこうした方がいいんだ

というふうな企画力、情熱、そういったものが発揮できる能力のある人だとすれば、それはある意味当局とその本人の意識が合致するわけですので、そういった場合は何もやぶさかではありませんが、最初からそこありきだというような考え方はぜひ捨てていただきたいと思っております。その辺もう一度確認したいと。あくまでも本人の企画力あるいは情熱、そういったものが最大限に発揮できる環境づくり、それが大事なのであって、そういったことが国でも趣旨としては出しているのだと思いますので、その辺ぜひ町としては、当局の思惑はまずはゼロということで向かってもらいたいと私は思いますが、その辺再び答弁お願いしたいと思っております。

それから、道路維持費に関してですが、良く受けとめれば、修繕すべきところを29年度半年間で精力的にやったというような受けとめ方もできますし、あるいはまだまだやらなければならないところがあるのでということで、当初予算以上の金額の計上ということも理解はできるんですが、年々道路というものが当然傷んでくるということで、道路整備の計画も当然あるわけでありますが、そういった大規模なものについては社会資本整備総合交付金の活用ということで、きちんと当初予算の中で、当然国とのかかわりがありますので、計画してやっているということだと思います。それと同じぐらいの精度で、やはりこの道路維持に関しても、私は常日頃のパトロールあるいは町内会からの聞き取りなども含めて、年間通しての計画を立てながらの当初予算計上というものがあるべき姿だと思うんですが、その辺はどういう見解でしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 現在の行政事務の電子情報化ですが、ハード的な部分につきましては、ほぼ9割9分ある程度整備はなっているものと認識しているところでございます。

しかしながら、先程もお話させていただきましたとおり、現在市町村間、国等との相互運用のテストを実施しているところでございます。テストを実施し、本格実施がまもなく開始されるということで、開始した後に導入したシステム、これは国の方とも連携しながら進めておりますが、その中で、例えば情報の連携がうまくいかないというような事態が発生した場合は、また国の方、県の方とさらにシステムを補修するようなソフトの部分が出てくるかは、現在はそこの部分見通しきかないところではございますが、ハード的なものはほぼ整備が終わったものと認識しておりますし、今後についても、現在国の方、県の方から示されているシステムの水準についてはほぼ終えているというふうに現在は判断しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 地域おこし協力隊、それを希望する人が、その人の意思とか情熱が十分発揮できるような形での、町としては隊員の委嘱ということかと思いますが、言えばゼロからのスタート、先程質問の中で言われた言葉、あれオープンでした方がその趣旨に近づくのではないかとということでございました。同じ視点で、それも私もそのように思います。ただ、同じ視点で、観光なりある程度広がりを見せた形で分野を絞るということも、

募集する側からすればとても選びやすいと。こちらが求めている方向に近い方が応募いただけるのではないかというようなものも考えております。分野を限定することなく、繰り返しになります、その方が意思や情熱を持って取り組めるような環境については、先程来の答弁にもありましたとおり、いろんな形で配慮しながら、改善しながら、そういった状況が生まれるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田建設環境課長。

○説明員（黒田 浩建設環境課長） ご質問にあったとおり、大規模な改修につきましては交付金を活用して取り組んでいるところでございます。こういった経常的な維持・修繕に関しまして、ある程度傷みの激しい町道というのはこちらの方でも把握しているところでありますし、それから、どうしても緊急度に応じて優先度も変わってまいりますので、その点についてはぜひご理解いただきたいと思っております。そうしたことで、予算の計上等についてはそういったことも加味しながら、今後とも適正な道路管理に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 他に質疑ありますか。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから採決いたします。各会計補正予算4件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第33号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第33号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第34号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第34号「平成29年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第35号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第35号「平成29年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第36号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第36号「平成29年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第8、「請願審査委員会報告」を行います。

この委員会報告は、平成29年6月議会定例会に提出された請願1件について、会期中に結論を得るに至らなかったため、総務文教常任委員会から審査期限の延長要求により、継続審査となっていた請願の継続審査報告であります。

請願第2号「「共謀罪」(テロ等準備罪)法案に反対する意見書提出を求める請願」の件について、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。5番 町野昌弘議員。

○5番(町野昌弘議員)

平成29年9月6日

三川町議会議長 小林茂吉 殿

三川町議会総務文教常任委員会
委員長 町野昌弘 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
2	平成29年 6月6日	「共謀罪」(テロ等準備罪)法案 に反対する意見書提出を求める 請願	不採択	請願の趣旨に沿 うことが困難で ある	

若干審査の内容を説明したいと思います。

7月3日に請願審査委員会を開き、再審査した内容を説明いたしたいと思います。共謀罪自体に反対するという意見は出ましたが、請願は法案に反対するもので、国会で法案が可決され法になった段階では請願の趣旨に沿わないということで、委員会としては不採択としました。以上です。

- 議 長(小林茂吉議員) これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

(なしの声あり)

- 議 長(小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

- 議 長(小林茂吉議員) これから討論を行います。

本件の委員長報告は不採択であります。したがって、最初に原案に賛成者の発言を許します。

7番 田中 晃議員。

- 7番(田中 晃議員) 総務文教常任委員会において、原案不採択でありますので、以下の理由で原案賛成の立場からの討論を申し上げます。

共謀罪法は、参院法務委員会の審議を打ち切り、中間報告で本会議採決するという掟破りの経過をたどりました。国内外から多くの批判や警告が出されようと、なりふり構わぬ手段で会期内成立に突き進む閉幕直前の共謀罪強行は、安倍政権の異常極まる強権姿勢をまざまざと示しました。NHKの日曜討論で、これについて自民党の下村幹事長代行は、審議は不十分だと認め、民進党の野田幹事長は強行採決の中の強行採決とし、自由党の玉城幹事長、社民党の吉川副幹事長も疑惑の隠蔽だと批判、維新の会の馬場幹事長さえ、さすがに中間報告は遺憾だと苦言を呈しました。国民の世論調査でも、このやり方について良かったとは思わないが65.1%で、良かったと思うは16.6%にとどまるのも当然です。

共謀罪法は、犯罪の具体的行為があつて初めて処罰されるという日本の刑法の大原則を捻じ曲げ、思想・良心の自由をはじめとする基本的人権を侵害する紛れもない違憲立法です。それをごまかすため、安倍政権はテロ対策とか一般人は対象外と主張し、国民を欺こうとしましたが、国会審議での野党の追求に答弁は迷走を続け、審議をすればするほど政府の説明は破綻してきました。中間報告という、国会ルール無視の禁じ手行使したことは、安倍政権が追い詰められた結果です。国民の異論に何ら答えることなく、数の力で強行を繰り返したやり方に一片の道理もありません。

この共謀罪法をはじめ、第二次安倍政権は毎年のように国民の声に逆らって、日本を戦争

する国にするための違憲立法を次々と強行しています。国民の目と耳と口を塞ぐことを狙った言論規制の秘密保護法の制定（2013年）、自衛隊が海外で武力行使をすることを可能にした安保法制の強行（2015年）、そして今回の内心を処罰する共謀罪法の強行、加えて5月の憲法記念日に、安倍首相は自衛隊の存在を憲法に明記する改憲を2020年に施行することを明言し、先日は、今年の秋の臨時国会で改憲案を呈するとまで表明しました。こんな暴走を絶対に認めるわけにはいきません。共謀罪法などの違憲立法をそろって廃止し、立憲主義、民主主義、平和主義を日本の政治に取り戻すことが必要です。

よって、原案のとおり請願者の意見を尊重した対応を求め、討論といたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 請願第2号「「共謀罪」（テロ等準備罪）法案に反対する意見書提出を求める請願」に対する反対討論をいたします。

請願書の括弧書きの中にあるテロ等準備罪を新設する組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律は、2017年5月23日に衆院本会議で可決され、同年6月15日に参院本会議で可決、成立し、同年7月11日より施行されました。この法案が可決、成立したことにより、請願書にあります法案という文言が無効になることから、この請願第2号「共謀罪」（テロ等準備罪）法案に反対する意見書提出を求める請願に反対いたします。

また、この改正組織犯罪処罰法は、国際組織犯罪防止条約（TOC条約）に加盟するために必要な法律であり、このTOC条約は国連加盟国193カ国中182カ国が締結しており、近年の中東におけるテロ組織の台頭や、北朝鮮を含む極東アジアなど、国際的な情勢の悪化を鑑みれば、他国との綿密な犯罪情報のやりとりにより重大な役割を持つものと思われまゝ。民進党などの野党は、テロ等準備罪がなくともTOC条約を締結できると主張し同法に反対していましたが、かつて与党、民主党時代では同様の法案がなくともTOC条約に加盟すると公約に掲げておりました。ですが、加盟できなかった過去があります。この法律が成立すると、政府に都合の悪いものはすべて逮捕され、独裁国家となり、徴兵制が始まり戦争が始まるという反対派の意見もありましたが、特定秘密保護法や集団的自衛権のとき同様、我々一般市民には何も起こっていません。むしろ、オーストラリアの過激な環境保護団体シーシェパードが、2017年8月28日公式サイト上で、日本がテロ等準備罪の施行があったことを理由に、日本の調査捕鯨を妨害する活動を休止する制限を出すなど、犯罪行為の抑止及び日本国民の生命、身体、財産を確保するために寄与しているものと思われまゝ。

以上の理由をもって、この請願第2号「共謀罪」（テロ等準備罪）法案に反対する意見書提出を求める請願に反対いたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） 請願第2号「「共謀罪」（テロ等準備罪）法案に反対する意見書提出を求める請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

お諮りいたします。本件について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求め

ます。

(起立 1 名 不起立 8 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立少数であります。したがって、請願第2号は否決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第9、請願第3号「平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について請願」の件を議題とします。

本件について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。9番 梅津 博議員。

○9番(梅津 博議員) ただいま上程されました、請願第3号「平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について請願」について趣旨説明いたします。

平成25年12月に政府が決定した農林水産業地域の活力創造プランにおいて、米の生産について、平成30年産を目途に、行政による生産数量調整の目標に頼らずとも、国が作成する受注見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者、団体が中心になって、需要に応じた生産に取り組むとの方向性が示されました。

しかし、その後、今日に至るまで、具体的な仕組みや必要な関連施策等が明らかにされておらず、生産現場には不安と動揺が広がっています。国民の主食である米の需給と価格の安定は、生産者のみならず消費者にとっても重要であり、平成30年産以降においても、行政の積極的な関与と主導のもと、すべての関係者によって需給調整に取り組まなければなりません。

今回の請願は、需給調整のための全国組織の設置や、持続的かつ安定的に稲作経営に取り組めるよう、日本型直接支払制度の拡充や恒久的措置への移行などを政府に対し求めるものであります。

よろしくご審議のうえ採択いただけますよう、議員諸兄にお願い申し上げます、説明といたします。

○議長(小林茂吉議員) 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

ただいま議題となっております請願第3号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託いたします。

○議長(小林茂吉議員) お諮りします。

ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、明日中に審査を終えるよう、期限を付けることに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 本日の会議時間は、夜間議会により、会議規則第8条第2項の規定によって本日の議事日程が終了するまであらかじめ延長いたしますので、ご了承願います。

○議長(小林茂吉議員) 暫時休憩します。(午前11時37分)

○議長(小林茂吉議員) 再開します。(午後5時30分)

○議長(小林茂吉議員) 日程第10、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行います。なお、一般質問は、申し合わせのとおり、答弁時間も含めて質問者一人につき30分以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

1. 高齢者対策について	1. 冬季期間の高齢者世帯の間口等の除雪対応策の考えは。 2. 高齢者が「運転免許証」の返納等で買物弱者になっています。その対応策の考えは。
2. 観光対策について	1. JRでは、平成31年度に新潟・庄内エリアデスティネーション・キャンペーンを予定しており、平成30年度にプレDCが行われます。駅のない三川町ですが、今回は鉄道・航空・バス・レンタカー等各交通手段の融合取組みの方向です。その対応策の考えは。 2. 農作業体験や「赤川」等での体験を観光にする考えは。

平成29年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、高齢者対策についてであります。

冬期間の高齢者世帯の間口等の除雪対応の考えを伺います。

高齢者が「運転免許証」の返納等で買物弱者になっております。その対策を伺います。

次に、観光対策についてであります。

JR東日本では、平成31年度に新潟・庄内エリアデスティネーション・キャンペーンを予定しております。平成30年度にプレDCが行われます。駅のない三川町ですが、今回は鉄道・航空・バス・レンタカー等の各交通手段の融合を取り入れ、組み合わせる方向です。その対策を伺います。

観光資源が少ない三川町ですが、農作業体験や「赤川」等での体験を観光にする考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、高齢者世帯の除雪対応策に関するご質問であります。本町におきましては、支え合い助け合う地域社会をめざした「地域福祉計画」を策定し、その計画において行政、

地域、機関・団体等の担う役割を定めております。さらに、その中核的役割を担う社会福祉協議会においては、支え合い助け合いに関わる様々な活動を展開しているところであります。

ご質問の一人暮らし高齢者や高齢者夫婦等高齢者のみの世帯の除雪に関しましては、社会福祉協議会において町の補助事業を活用した地域の見守り援助活動事業を実施しているところであり、民生委員を通じて事前に登録した方に対し、要請を受けたシルバー人材センターの作業員が玄関から道路までの出入り口の確保を目的とした除雪を行っているところであります。

また、地域包括支援センターでは、高齢者の方が抱える日常生活における困りごとへの助け合い活動や、介護予防活動に関わる体制づくりを行う生活支援体制整備事業に取り組み始めたところであり、さらに、地域の中で除雪の手助けを行っている町内会もあると承知しております。

今後とも、関係機関・団体はもとより、町内会等との連携のもと、各種事業の展開と地域の支え合いに係る取り組みの充実に向けて努力してまいりたいと考えております。

2点目の買い物弱者への対応策に関するご質問であります。本町におきましては、交通弱者への支援策としてデマンドタクシーを運行しているところであり、一方で、買い物弱者への支援策といたしましては、三川町ショッピングセンター開発協同組合を事業主体とした「三川町宅配サービス支援事業」に平成25年度から取り組んでおり、運転免許を持たないなど店舗に出向きにくい方々への宅配サービスを行っているところであります。また、民間事業者の独自の取り組みとして、自社店舗での買い物を希望する人を送迎するサービスも行われているところであり、今後ともデマンドタクシーの運行等による交通弱者の支援とともに、民間事業者との連携を図りながら買い物弱者対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光についてのご質問であります。1点目の平成31年に開催が予定されております「新潟デスティネーション・キャンペーン」いわゆる「新潟・庄内エリアDC」と、その前年に開催される「プレDC」への町の対応についてお答えいたします。

このキャンペーンは、名称にありますように、新潟県と山形県、庄内地域の自治体、観光関係団体等がJR東日本と一体的に誘客を図るキャンペーンで、平成21年以来、2度目となるものであります。近年においては、平成26年に「山形DC」が開催され、山形の観光を県内外に発信し誘客に取り組んだことが、まだ記憶に新しいところであります。本町においては、庄内観光コンベンション協会での広域活動にわりながら観光PRを実施したところであり、田田の宿や物産館マイデルにおいては利用者の増加につながったところであります。

平成31年に開催予定の「新潟・庄内エリアDC」につきましては、前回の山形DCでの実績評価を活かしながら、更なる町の情報発信、なの花温泉田田や宿泊施設、飲食店、産直施設などへの誘客につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、2点目の農作業体験等を観光にする考えについてのご質問であります。「農作業体験」や「赤川」については、本町にとって魅力と可能性のある観光素材であると捉えてい

るところであります。

まず、「農作業体験」につきましては、浦島小学校児童による農業体験交流等の実施が町のPRにもつながっており、更に、「赤川」については、かわまちづくり整備の進捗に合わせてイベントの企画等に取り組みながら、本町の観光振興に位置づけられるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに再質問ですが、高齢者世帯への除雪でありますけれども、町は自助、共助、公助ということでやっておりますが、これは皆地域を通じた共助でやっているという部分、地域密着型ではあります。今答弁にあったとおり、シルバー人材センター等に委託している部分もありますが、やはり冬期間の雪は日中降るだけではなく夜間も降っており、その中で、例えば高齢者世帯に救急車等が来た場合、救急車からストレッチャーで玄関から道路まで出せないという現状もあります。やはりその場合は、シルバー等でなく地域の人たちが手助けで除雪を行うのが理想と思われれます。

ところが、今までこのように共助という形で除雪をお互い様、近所の助け合いでやってきた人たちも年齢を重ねてきております。やはりその辺の対応策が必要になってきていると思います。シルバーにしても除雪は肉体労働でありますし、そして、機械等を使う場合も高齢者になると操作等が難しくなってくるという現状もありますので、今まだ共助でやれている時点でそういう対策をとるべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） ご答弁申し上げます。

冬期間の高齢者世帯の方々への除雪につきましては、まず今社会福祉協議会で行っている事業につきましては、事前に民生委員を通じて登録をさせていただきまして、どなたが登録なったかということにつきましては民生委員と町内会長にその情報をお伝えしているところでもありますので、町内会の中でも、この方が必要だということで登録をしているということはお分かりになっていただけているものと思います。まさにこの事業につきましては、高齢者の方に何かあったときに、玄関のドアが開かないとか、そういうようなことはあってはならないというようなところで生まれた一面もある事業でありますので、その部分につきましては、例えば使いやすさだとか、そういうところは常に考えていかなければならないことだと思っております。

また、地域包括支援センターで今年度から取り組み始めました生活支援体制整備事業でございますが、実は8月に各町内会長に、今の町内会での助け合い支え合いの活動についてアンケートをさせていただきました。地域包括支援センターの方で、各町内会でどんな課題を持っていらっしゃるのか、その中にはやはり除雪ということで回答くださった町内会長が多かったように思います。また、その中で、町内会として取り組んだ、あるいは取り組んでいるという回答を寄せてくださったところもありましたが、やはり課題としては、今は近隣の方だとか町内会の親戚の方がやってくれているが、継続して手助けといえますか、助け合

いを行っていくということを課題として上げてくださった会長が多かったと見受けております。この地域包括支援センターの事業を推進していく中で、そういう体制づくりというところにも力を入れていきたいと思っているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 地域包括支援センターのこういう事業、素晴らしいことであります。やはり地域づくりのためにも、今人のつながりが希薄化している、この三川においてもなってきた現状がありますので。そして、今言ったとおり、救急車が夜中に来れば近所の人が出て、救急隊員が玄関から道路までのストレッチャーを動かせるように雪を除いてくださいと言われれば、今はまだトラクター等で抜けて対応しているという例もあります。やはりそういう場合のためにも、これから地域の連携を図っておくべきだと思いますので、地域包括支援センターイコール地域づくりということで、横の結びつきを強めていく方策も、やっておりますが、これからもっと取り入れていくべきと思われます。

続いて、高齢者の買い物弱者ということですが、今まで答弁であったデマンドタクシーでは移動の範囲が限定的であります。町外には移動できないということですが、今回国土交通省はタクシーに定期券制度を導入する方針を決めました。これは定期券ですので、電車の定期券と同じように何度でも利用できるものであります。やはり運転免許証を返納した高齢者の足として利用してほしいということですが、これは通院や買い物もそうですが、やはり三川だけの地域ですと買う物も範囲が限られている。隣接の市、旧町村であっても、今は鶴岡市となっておりますが、やはり買い物をする品揃え、ホームセンターが2店舗あったりとか、スーパーも農家密着のホームセンタースーパー、あとそして、全国展開しているスーパー等もありまして、品揃えの良いところにも、このデマンドタクシーでなく国土交通省の定期券制度は利便性があるのではないかと思われませんが、この定期券制度への導入に対する考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問にありました買い物弱者対策ということで、町長の答弁の中で実際に三川町が行っているものをご紹介させていただきましたが、再質問の中では、私も報道の方で見ましたが、タクシーの定期券ですか、そういった新しい仕組みをこれから検討し、導入していくということでございました。内容的なものについてはまだ深く承知しておりませんが、そういったものを検討しながら、実際にはそういった部分については企画調整課の方での答弁の方がふさわしいかとは思いますが、情報をつかみながら検討することになるかとは思いますが。

○議長（小林茂吉議員） 宮野企画調整課長。

○説明員（宮野淳一企画調整課長） 国土交通省のタクシー券等の交付ということでございますが、この部分については、国の方でも地域の交通弱者、特に高齢者の免許の返納等いろいろな部分で、そういった部分を地域でどう支え合うかということで課題になっているところでございます。この部分につきましては、本町のみならず全県下でもやはり同じ課題ということで、これは県の方でもそれぞれ連携支援ということで必要だということで、今後どのような

あり方をすべきかと、そのタクシーの利用券の交付、それにのみならずバスの公共交通機関、それからデマンドタクシー、デマンドバス含めて、今後タクシーの利用券の交付、そういった部分総合的に各市町村で連携して、今後課題として検討していく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、DCキャンペーンであります。先の8月2日にクルーズ船コスタネオロマンチカ号が酒田港に入港しましたが、私先程言ったとおり、今回はJRの企画であっても、いろんな交通手段、バスやレンタカー、タクシーと連携したキャンペーンを打っていくということでありまして、幸い三川町は鉄道の駅はありませんが、レンタカー、タクシー等を利用すれば三川に来れるのではないかと、そういうものも企画できるのではないかと思います。その船が入港したとき820名の乗客でありましたが、レンタカー、タクシーを160名が利用しております。レンタカー23台、タクシーのフリーが25台、あとタクシーで計画を持ったものが6台と、このように利用客が企画を組めば、宣伝すればありますので、先程の答弁にも少しありましたが、駅のないこの三川町が、先の21年ですか、したときは若干条件が変わって、三川が利用しやすいとかPRしやすい状況になっておりますが、その交通手段を利用した観光キャンペーンの考えをもう一度伺います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 新潟DC、それからプレDCですが、これに対する町としての取り組み方ということの中で、先催例を少し研究させていただきました。議員が言われるとおり、いろんな形で駅を起点にした観光コースを設定して、各市町村、関係市町村も呼び込もうということで先催県ではやられておるようです。実際に総合支庁、県の方でも説明会の中では、今回については電車だけでなくバス、レンタカー、その他にも総合的にやっていくんだというような説明があったと聞いております。しかし、この取り組みについては、今回に限らず前回の他の開催県の例を見ても同様にもうすでにやられております。その中で実際に、今後開催に向けた実行委員会等行われるわけですが、そうした中で、具体的にこの三川町でそういったコースを設定して観光につなげていくということを前提に可能性を探ってまいりたいと思います。現実的には、寄っていただくという部分については少ないと思っておりますが、ただ、ないわけではないと思っておりますので、そういった打ち合わせの中でコース等前向きに、新しいものを掘り起こすことを念頭に組んでみたいというふうには考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今までより前向きな意欲を感じた答弁と受け取りました。

続きまして、そこで、最初言ったとおり、三川町は他地域に比べると、遺産とか有名なお祭りとかというような観光資源が少ないところであります。でも、この農業を基幹産業としている三川では、これを観光につなげるという方法もあろうかと思われま。浦島小学校の例が出ましたが、他にいろんな産直関係、消費者と交流している組織等では、春の田植え、秋の稲刈り、手刈りですが、田植えも手植えですけれども、そういうものを作って、そのお

米をできたら送って食べていただくというような方法もやっております。そういう方法で、この農業の農作業体験を観光にもっと取り入れ、例えば米の消費の拡大を狙うというような方法、今までは小学生等でしたが、やはり消費者の、早い話大人ですが、そういう人たちを観光で呼び込む方法はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 議員が言われるように、農作業体験というのも町長のご答弁にありましたとおり、観光素材としては可能性のあるものだと思っています。実際にそういった取り組みは各所で行われておりますが、そういった視点で捉えて観光につなげていくということについては、いわゆる観光素材として改めて見直して、それに磨きをかけると思いますか、そういったものは必要かと思えます。実際に、子どもたちの交流も一番大きな取り組みかとは思いますが、ふるさと応援の取り組みの中で、実は田んぼのオーナー制度というものを三川町では登録をしておりました。ご寄付をいただきまして、その方からこちらに来ていただくというような流れを期待していたんですが、寄付だけいただきまして、こちらには見えられなかったという状況がございます。

ただ、そういったものも米の消費等に具体的につながる例としてできていましたので、そういったものを増やしていく、そういった考え方で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 何もないということで行動しないより、やはりいろいろなものを探してイベントを企画したり、このような方法もいくらかあっても挑戦すべきではないかと思われま。

次に、赤川による観光であります。実は、私も今から何十年も前になりますが、まだざっこしめが、我々企画したものが続いております。そして、初めてのときと2回目等、この魚を確保しようということで、赤川の船を持っている方から案内していただいて、コイやフナなどの魚を捕まえた経験があるわけですが、そのとき船に乗って川の中から兩岸を見るとすばらしいものだということを感じました。やはりこれが都会の人たちとなれば、すごい観光になるのではないかと。護岸で整備されたところよりも、やはり自然のままの赤川の姿を観光の一つとして取り上げて観光客を呼び込むべきではないかと。私も感動した経験ありますので、その考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 赤川もまた、観光の素材として可能性のあるものと捉えております。議員言われた内容も、確かに私も個人的な経験がございますが、木造船に乗せていただいて川の方から岸を眺めるという経験は、確かにまるで別の世界であったかのような感じを受けた記憶がございます。そういった部分も考えれば、今回のかわまちづくりの整備の中でもカヌーですか、カヤックですか、そういったものを発着できる場所を数カ所設けながらということで、いわゆる川に親しむというようなものも想定した整備がされておりますし、そういった今後具体的に実現できるだろうことも含めてもっと川に親しむ、それがイコール観光資源の素材になるような形で、これもまた先程の農作業と同じように捉え直して、あ

るものは生かし、ないものは掘り起こして磨きをかけるといった形で進めていければというふうな考えでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 赤川のカヌー発着所は国で整備してくれました。ところが、そのカヌーに乗るには指導員が必要なんです。ところが、指導員の養成はできておりませんし、確か三川にはカヌーは前したときのものが残っているはずですが、やはりそういうものに結びつくには背景、指導員の養成をすとか、そういうものが付随してくると思いますので、その辺のバックアップ体制も捉えて、時間はありませんが、これで私の要望を兼ねて質問いたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員）

1. 防災対策について

1. 近年、各地で想定を超える豪雨による災害が発生しています。住民にとって避難所となる公共施設の避難設備の整備状況について伺います。

2. 被害を最小限にとどめるには、日頃からの訓練が重要と考えますが、本町における総合防災訓練の実施状況について伺います。また、自主防災組織が初動体制の要と考えますが、その訓練の実施状況について伺います。

3. 災害時、避難指示等の周知、情報伝達には防災無線と併せ緊急メールが有効と考えますが、見解を伺います。

2. 全国農業担い手サミットについて

1. 平成30年に「第21回全国農業担い手サミット」が本県で開催されます。本町としての取り組み方を伺います。

平成29年第4回三川町議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

初めに、防災対策について。

1番、近年各地で想定を超える豪雨による災害が発生しています。住民にとって避難所となる公共施設の避難設備の整備状況について伺います。

2番目として、被害を最小限にとどめるには日頃からの訓練が重要と考えますが、本町における総合防災訓練の実施状況について伺います。また、自主防災組織が初動体制の要と考えますが、その訓練の実施状況について伺います。

三つ目に、災害時、避難指示等の周知、情報伝達には防災無線と併せ緊急メールが有効と考えますが、見解を伺います。

次に、全国農業担い手サミットについて。

平成30年に「第21回全国農業担い手サミット」が本県を会場に開催される予定であります。本町としての取り組み方を伺います。

以上、質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、防災対策に関する3点のご質問であります。1点目の水害発生時に避難所となる公共施設の避難設備の整備状況につきましては、「三川町洪水ハザードマップ」において、各地区の小学校を緊急指定避難場所に指定して、発電機や灯光器等を備えるとともに、指定避難所としての設置を決定した場合は、毛布や間仕切用のダンボール、手動式浄水器、大型野外炊飯器等を搬入し、避難者の滞在に対応することとしております。

なお、避難所の運営に係る設備・備品等につきましては、今後とも年次的な整備を図ってまいりたいと考えております。

2点目の本町における総合防災訓練についてであります。今年度も9月1日に分団単位での総合防災訓練を実施しております。その内容につきましては、避難誘導や火災防御訓練、消化器訓練などであり、町内会の協力を得ながら実施しているところであります。

また、平成30年度には山形県消防協会庄内支部の後援による総合防災訓練を、三川町が会場となって実施することとしているため、その準備について三川町消防団とともに協議しているところであります。

自主防災組織における訓練につきましては、平成28年度において9町内会が実施し、内6町内会が災害訓練実践町内会助成事業の対象事業として実施しております。これら自主防災会の訓練内容を見ますと、避難誘導訓練や、初期消火、救助・救護、炊き出し訓練等について、鶴岡消防署三川分署のご協力もいただきながら、実施しているところであります。

議員もご指摘の通り、災害発生時における被害を最小限にとどめるためにも、日頃からの訓練が重要なことと考えておりますので、今後とも自主防災会に対する支援を継続してまいりたいと考えております。

3点目の、災害時において避難指示等の周知・情報伝達に緊急メールを活用できないかのご質問であります。現在ドコモ等の国内携帯会社3社においては、生命に関わる緊急性の高い情報を、市町村単位で地域住民の携帯電話等にメール配信する「緊急エリアメール」のサービスを実施しております。

この緊急エリアメールは、国・県の機関が発信する緊急速報を、自治体の責任の下で地域住民に配信するものであり、本町では緊急地震速報に関する情報と、弾道ミサイル発射情報等の国民保護に関する情報を、配信の対象と設定しております。

なお、エリアメールの配信可能項目には、避難勧告等も含まれておりますが、本町においては対象となる区域が狭く、エリアメールの電波到達範囲と大きく異なることから、近隣市

町の住民に迷惑を及ぼさないようにするため、地震等の広範囲な区域を対象とする緊急速報に限定しているところでもあります。

こうしたことから、町独自の避難勧告・指示等につきましては、今後とも防災行政無線により対応してまいりたいと考えております。

次に、全国農業担い手サミットについてのご質問であります。このサミットは全国の意欲ある農業者が一堂に会し、交流を通じて相互研鑽し、農業経営の確立と地域農業の発展を目指すことを目的に開催されているものであります。ご質問にありましたとおり、山形県において、平成30年の秋に第21回サミットが開催される予定になっております。第1回のサミットが山形県での開催でありましたので、20年ぶり2度目の山形県開催になるところであり、先月には開催準備に向けて県実行委員会が設立され、また今月には庄内地域の準備委員会が設立される予定となっていることから、本年10月に開催される高知県の例や先催県の事例を参考にしながら、全国から集う農業者・関係者との交流を通じて、農業経営の確立と地域農業の発展を目指す良い機会となるよう、本県開催のサミットに向け準備を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） それでは、順を追って再質問をさせていただきたいと思えます。

先程の答弁にもありましたとおり、近年国内では東日本大震災や熊本地震といった震災に加え、台風や温暖化を原因とした豪雨災害が毎年のように各地で起きています。50年に一度の雨や、これまで経験したことがないような雨と表現されるような想定以上の雨により、河川の氾濫を招き、甚大な被害を与えています。本年7月の九州北部豪雨は記憶に新しいものではありますが、同時期、隣県であります新潟県や秋田県においても豪雨による災害が起きています。本町には、まだ幸い被害はないところではありますが、いつどのような災害が発生してもおかしくないわけでありまして、その状況に対応できるような避難設備の整備が必要かと考えるところでもあります。第3次総合計画や、本町地域防災計画に基づいて整備が進んでいるものと考えますが、政府でも、熊本地震の経験を踏まえ、断水、停電といったライフライン断絶に備えた避難所の整備が重要としており、断水でも使えるトイレ、停電に備えた発電機、照明等の設備、また、夏場の暑さ対策としての扇風機、冬場の寒さ対策として畳、マット、暖房器具などの整備が必要なのではと、各自治体にその整備を促しているところだと思います。

本町によって、先程も答弁の中にありました洪水ハザードマップによれば、各地区の小学校がその避難所となり得るということではありますが、その小学校の整備状況はどのぐらい整っているかお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 各地区の小学校における、避難所開設した場合のその設備ということでございますが、先程町長の答弁にもありましたとおり、現時点で各小学校にありますのは発電機、灯光器でございます。それ以外のものにつきましては基本的に町が一括して

整備をしております、推計ごとに、同時に3ヵ所が水害に陥るというよりは、やはり1ヵ所の避難所にどのような形でそういった物資を搬入するかというような観点から、水防倉庫の方にその物資を備えております、避難所開設の場合については毛布や間仕切りのダンボール、あるいは災害用トイレについて運び込むような考え方を持っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 先程も洪水ハザードマップというようにお話がありましたが、平成28年ですけれども、酒田河川国道事務所によりまして、想定最大規模の豪雨による洪水浸水想定区域というものが公表になっております。もちろん、ハザードマップ、いつのものに対応しているのか少し分からないところでありますが、ホームページを見る限りでは、平成25年に発表されたものと思っています。この平成28年度の発表されたデータは、これまでの浸水想定を上回る最大規模を想定したものでありまして、内川・赤川・大山川が同時に氾濫するという最大の被害を想定したデータとなっているようでございました。その場合、25年に公表した我が町のハザードマップでは、なかなか対応しきれないのかなど。避難ルート、避難場所等の選定においてはもうひと工夫必要なのかなと思いますが、その辺の考え方がいかがでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 議員ご質問のとおり、ハザードマップにつきましては、現在の最大浸水想定に対応していないものになっております。これにつきましては、今質問の中にもありまして、赤川・大山川はその浸水想定になっておりますが、藤島川・京田川についてまだ想定になっておりません。これについては、平成29年度において、山形県がその想定を行うということでお聞きしております。それを受けまして、その想定を受けた形で本町の3河川、それぞれの浸水想定の中の避難所をもう一度見直すこととしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 藤島川等、まだ町内には川もあるわけで、その氾濫想定が出たらまた作り直すということだと思いますので、また状況に合わせた避難設備できるように整えていただきたいと思うところであります。

さらにですけれども、道の駅を中心とした、いろり火の里も避難所とされていると思います。長距離運転手を始めとしたドライバーには貴重な避難施設になろうかと思われませんが、災害時に備えた整備は整っているのでしょうか。お聞きいたしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 議員たぶん見られた地域防災計画、それからハザードマップにおいては、なの花温泉田田を避難場所として指定したわけでございますが、その後やはり来客がいらっしゃるというようなこともございまして、その来客と避難者をどのように仕分けするのかなという問題がございましたものですから、大変申し訳ありません。公表まだしていませんが、このなの花温泉田田につきましては、避難所としての指定については、危機管

理の面では今指定から外しておりまして、今後そのハザードマップの見直しの中で改めて公表させていただきたいと思いますが、先程申し上げたとおり、その仕分けができないということで、指定を外す方向で考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 少し古い資料を見たのかと思いますが、避難所、明確に表示が必要と思われるので、早急に直すようにした方が良いと思われます。

続きまして、防災訓練の件であります。平成30年に大規模な防災訓練が本町で行われるということでありまして、様々な準備等あるかと思いますが、無事成功されるような準備が必要かと思っておりますので、各組織、連絡して準備が必要と思われます。

自主防災訓練についてであります。9町内会での実施ということでありまして、実施率が低いのではないかと思うところであります。地元であります猪子地区の自主防災訓練、毎年のように行っておりまして、平成23年から今年で7年目を迎えております。今年9月3日に行われたわけでありまして、約180名参加しまして、避難訓練や消火訓練を行っています。また、総務課から非常用の炊き出し釜をお借りしまして、ライフライン断絶を想定して炊飯訓練等行いました。避難訓練の際には、班長が声かけなどをして誘導したり、地域コミュニティ希薄しているという中でありますが、この訓練によりまして共助の精神が培われ、有事の際には必ずや機能するものと考えているところであります。

大地震などの災害発生時、必ずしも行政が迅速な対応をとれるとは限らないと思っております。地域での見守り、支え合い、助け合いが行われるように、訓練実施していない町内会には、町内会長や消防団などを通じて活動を促して、減災に努めるようなご指導を願いたいと思うところであります。

さらに、現在は、防災訓練を行った組織には一律で助成をしているということですが、より充実した訓練にするためにも、参加者数に応じた支援体制も検討いただきますよう、よろしくお願ひしたいところであります。

災害時、避難指示等の周知、情報伝達についてであります。ドコモ、au、ソフトバンク等緊急メール、キャリアメールということで、大きな災害については携帯会社でメールを出すということでありまして、なかなか狭い区域でのメール配信は難しいという答弁だったと思います。本町の地域防災計画にもありますが、豪雨時には防災行政無線、屋外スピーカーや広報車の声は聞こえづらい、何らかの対策を取らなくてはならないという方針が打ち出されていたはずでありまして、当町の状態を見ますと、スマートフォン向けに広報のアプリ、またフェイスブック等ソーシャルネットワークサービスが整っていると思っております。これらの通知機能等を通じて、簡単に登録した人だけにメールが届くようなシステムはそんなに難しいのかなと思うわけでありまして、こういったスマートフォンなどの携帯端末を利用した情報伝達について何とかならないかと思うんですが、考え方を伺いたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 災害時の町民に対する呼びかけの方法として、一つは、現在行っている防災行政無線、スピーカーによる方法。そして、必要に応じて、狭い地域であれば移

動広報車を使って広報する。その場合でも、屋内にいる方には聞こえにくいという点は当然のようにご指摘のとおりだと考えております。

質問の中にありました、例えばフェイスブック等のSNSでございますが、これについては現在、町のホームページがそのリニューアルをした際にフェイスブックを行いまして、スマートフォンを持っており、フェイスブックのアプリを入れている方については基本的には見ることはできると思いますので、そういった面では今、行事のお知らせあるいはイベントの参加の呼びかけ、そういったものにしか使っておりませんので、方法としてはありなのかなと思います。ただ、先程町長の答弁の中にもありましたとおり、防災に関してという面で行きますと、酒田河川国道事務所の方で、今年5月から赤川水系で羽黒橋、浜中、そういったところで洪水、氾濫水位に達した場合については、酒田工事事務所が水系にいらっしゃるスマートフォンをお持ちの方に緊急エリアメール、氾濫警戒情報を流すようなシステムを行っております。ただ、それについては三川町民向けではございませんので、赤川水系沿線の皆さまにお知らせするような形になりますので、三川が例えばこれを流してくれと要請しても、なかなかできない状況になります。そういった現在行っている、国が行う緊急エリアメール、そういったものもございますし、先程お話ししましたJアラートを含めた町としての携帯3社に対する要請、そういったものはございますので、エリアメールそのものについてはあまり、先程申し上げたとおり、広くいろんなものに使うことはできないところではございますが、生命にかかわるものについてはそういった対応、エリアメールへの要請をしていくとか、酒田河川国道事務所に要請をしていく、そういったことは可能かと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 平日なかなか町内にいる若者たちというのは少ないわけでありまして、町外に働きに出たりしております。そういった人のためにも、また消防団も日中は町外に勤務に出ているわけでありまして、地元の災害情報や避難情報の提供というものは大事でありますし、防災につながっていくのかと思うわけでありまして、何とか簡単な方法でメール配信等して、情報を細かく発信していただけるような体制を取っていただければと思うところでありまして、検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

防災の件では、気象や国際情勢など不安定な中で、安全安心に暮らせる町として常日頃からの備えが大切と考えますので、避難所、避難設備の整備は最重要課題として取り組むべきと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の、全国農業担い手サミットについてであります。

私も、平成24年の15回秋田大会に参加いたしました。地元の方々より温かいおもてなしを受け、交流を行い、また、全国より参加された担い手の方々との情報交換や交流は大変有意義なものだったと思ひます。この機会に本町からも多くの担い手の方々から参加いただひて、情報交換、地域交流によって将来の町の地域づくりに役立たせていただひければと思うところでありまして、数年前、本町の認定農業者会、解散してしまいました。それで、受け皿としてどのような組織で対応をしていくのか、もし考え方があればお知らせいただひたいと思ひます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の全国農業担い手サミットでございますが、平成30年、来年の秋に21回サミットが開催されます。実際には10月の下旬から11月上旬の平日の2日間というような設定でこれまでも開催されてきたようですので、山形県での開催についてもそのような枠組みで、これから検討されることとなります。

お話にありましたとおり、全体交流という部分と、あとは地域交流という形で県内各地域に分かれながら行うという二本立てのようでございます。山形県での開催についても、8地域ということの中で、鶴岡田川地区という部分に三川町が入るかと思っております。ですので、その地域サミットの中で、さらに現地視察というようなコースも設けるということも合わせて、三川町の中で全国から来られた農業関係者が、三川町の農業者等と交流を持ちながらそういった時間を過ごせるコース設定等についても、これから提案をしていきたいと思っております。そうした形の中で、実際にこの大会の中心になるのが、農業関係者という中の一つとして、認定農業者の会も一つの中心になってございます。ご質問にありましたとおり、三川町の場合は、昨年度最終的に認定農業者の会が解散となりました。事情についてはご存知かとは思いますが、認定農業者、三川町220名前後の方々がいらっしゃるわけで、販売農業者といえますか、その方を分母にすれば約50%の方が認定農業者になってございますが、その三川町の会が設立されてなお、経過を踏まえながら、なかなか会としての活動ができないというような自己反省と評価の中で、10名に満たない総会ですとか、残念ながら辛い状況もございました。結果として解散したところでございます。

ですので、県内で認定農業者の会が受け皿になってということで、先般県の聯合会的なところが立ち上がりましたが、そこには三川町はないという状況でございます。ただ、認定農業者の会が受け皿になるというよりは、認定農業者も担い手として多く参加できるとするということを考えれば、会があるなしはかかわらず、担い手として参加していけるような形で、こちらの方も準備なり声かけをしていきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ぜひ、この機会でありますので、多くの参加者得まして有意義な会になるようにしていただければと思うところであります。以上で質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、1番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 6時28分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 6時45分)

○議長（小林茂吉議員） 次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

1. 町有林について

1. 平成元年より、既に主伐期に入っている官行造林について、町当局内部や下越森林管理署、村上市森林組合との検討状況、契約期間等、現在の状況を伺います。

2. 防災行政無線情報の周知強化について

2. 下越森林管理署、林道から町有林の間にある民有地の所有者、三川町の3者協議会を作り今後の方針について協議する事が重要と考えますが、所見を伺います。

1. 防災行政無線情報の周知強化により、町民の更なる安全を確保し、緊密な情報共有によって地域交流の拡大を図る為には、希望する家庭に防災行政無線受信機等設備の設置が有効と考えますが、所見を伺います。

2. 近隣市では、防災ラジオの設置が進んでいると聞きます。防災行政無線のみならず様々なツールでの情報発信が重要と考えますが、町の所見を伺います。

30分という時間ですので、単刀直入、直球ど真ん中の質問を心がけたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、平成29年第4回三川町議会定例会において、通告に従いまして一般質問いたします。

一つ目、町有林について。

平成元年より既に主伐期に入っている官行造林について、町当局内部や下越森林管理署、村上市森林組合との検討状況、契約期間等、現在の状況を伺います。

また、下越森林管理署、林道から町有林の間にある民有地の所有者、三川町の3者の協議会を作り、今後の方針について協議する事が重要と考えますが、所見を伺います。

二つ目に、防災行政無線情報の周知強化について。

防災行政無線情報の周知強化により、町民の更なる安全を確保し、緊密な情報共有によって地域交流の拡大を図る為には、希望する家庭に防災行政無線受信機等設備の設置が有効と考えますが、所見を伺います。

また、近隣市では防災ラジオの設置が進んでいると聞きます。防災行政無線のみならず様々なツールでの情報発信が重要と考えますが、町の所見を伺います。

以上、質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、町有林に関する2点のご質問であります。関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

現在、三川町が新潟県村上市に所有している山林、いわゆる町有林につきましては、公有林野等官行造林法に基づき、昭和28年と昭和32年の2次に亘り、スギ・アカマツを植栽した官行造林73.8haと、町直営造林の4.66haであり、ご質問にありました官行造林の主

伐契約期間につきましては、平成18年に締結した変更契約により、第2次官行造林が平成40年8月24日まで、第1次官行造林が平成40年12月31日までとなっております。

町有林を取り巻く環境につきましては、木材価格の低迷と、町有林が林道に隣接していないことなどにより、仮に伐採したとしても運搬費等の負担が大きなものとなっていることから、現時点では立木を伐採しての売却については見込みが立たない状況にあります。

このため、官行造林の担当部署である下越森林管理署村上支所とも、主伐についての話し合いを行っているところではありますが、契約期間の再延長も含めて、さらに協議していくこととしております。

今後の方針について協議するための3者協議会の設置に関しましては、まずは官行造林の契約相手である下越森林管理署との協議を優先すべきであることから、3者協議会等の設置につきましては現時点では考えていないところであります。

次に、防災行政無線情報の周知強化に関する2点のご質問であります。関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

防災行政無線につきましては、平成28年度にデジタル化改修工事を終了し、その運用を図っているところではありますが、個別受信機の設置につきましては、費用負担の問題もあることから、本町においては屋外放送設備の充実に努めてきたところであります。

また、近隣市における防災ラジオの設置につきましては、酒田市において市街地等のコミュニティ振興会と自治会の会長等役員に、防災ラジオの無償貸与を実施しているようであります。

本町における類似の情報発信方法としましては、「酒田エフエム放送 通称ハーバーラジオ」と「災害時における放送要請に関する協定」を締結しているところであり、全世帯に配布している非常持ち出し袋には、FM放送の受信が可能なラジオも備えていることから、ハーバーラジオを通じた、情報の提供が可能な状態となっているところであります。

また、災害時の情報を迅速かつ効率的に伝達することを目的とした「災害情報共有システム、通称Lアラート」により、本町における避難勧告や避難指示等の災害関連情報を提供しているところであり、地域住民がラジオ・テレビ・インターネット等で、最新の情報を得ることができるようにしているところであります。

いずれにしましても、災害時における迅速な情報の提供は重要なことであることから、今後とも情報を確実に伝達できるシステムの整備に、意を尽くしてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、再質問いたします。

まず町有林についてでございます。去る5月16日、新潟県村上市にあります町有林の方、私も実査に伺いました。上りは1時間20分、下りは50分という道のりでしたが、やはり下ってからの話というのが一番大事であったかなというふうに思われます。

町長の答弁の中に、契約期間、明確にいつまで延長できるかというところが答弁されてな

かったかなというふうに認識しておりますが、契約が平成40年までという今の契約を延長できるのかどうかというところ、もし具体的に何年まで延長可能なのかというところが分かれば答弁いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 町有林の官行造林部分につきましては、森林管理署と契約をしているわけですが、先程答弁の中にもありましたとおり、平成40年まで第1次、第2次分があるわけですが、基本的には一度契約変更していることもございまして、この中での主伐を行うべきだというふうには考えておりますが、現時点でその立木を伐採できる見込み、あるいは販売するような市況にないということで、国の方とは再延長についての打診を行っているところでございます。その返答の中では、再延長についてはできないというような回答ではございませんでしたので、私どもとしては延長できるというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 延長できるという認識であるという答弁でありましたが、私は、今の主伐期を迎えた町有林というのは、いつまでも延長していれば良いという問題ではないというふうに思われます。管理の面で言いましても、やはりリスクが高くなっていくというふうに思いますが、まず3年は立木の運び出しといいますか、それにかかるということでしたので、いくら延長できるからといっても悠長に構えてはられないかなというふうに思いました。

町長にお伺いしたいんですが、やはり今全国各地で起きている想定外災害、豪雨、豪雪などで、やはり町有林の侵食であったり、洗掘が起きて、下流域に被害が出た場合、町としてのリスクマネジメントをどう捉えているかというところを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間議員が言われるように、災害の発生における土砂災害に伴う立木の被害ということは、近年全国的にも問題となっているところであります。とりわけ森林大国と言われる日本の中においては、近年の災害時における立木の被害というのは拡大しているというような認識をいたしているところであります。こうしたことから、本町といたしましても、町有林の管理ということに関しましては、やはり林野庁、さらには公有の林野というような部分もあったというようなことから、今までの取り組みの中においては、主に町有林の実査等における生育調査等しか行ってきていないというようなことであり、すべての管理においては下越森林署において管理を委託してきていると。村上支所における管理委託をしてきたというような経過があるわけであります。

このような中で、リスク管理という部分に関しましては、やはり新潟県でもこの豪雨による立木の流出ということが発生をいたしているところでありますので、そういった点について、やはり自治体としてのこれらの管理ということについては当然やっていかなければならないというふうに思っているところであります。とりわけ隣接の鶴岡市においても、市の森林地帯においては、その大雨の豪雨被害によって倒木ということも発生をしているというよ

うな実状もあるわけでありますので、そういった面については十分考慮をしながら対応をしていかなければならないと思いますし、今までですと毎年町有林の実査というようなことで、冬期間の倒木等における現状等も把握をしてきているところでもあります。そういった面においては、下流域あるいはその周辺住民の安全ということも含めた形で、当然町としての責任というものも出てくるということでは、十分リスクに対しての対応を図っていかなければならないということは認識をいたしているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり自治体としての責任を果たしていかなければならないという認識ですので、しっかり町有林は見直していかなければならないかというふうに思います。

そこで、下越森林管理署等ともお話を聞かしまして、新潟県におきましては、林道整備補助事業というのが29年度にはあるということでした。森林整備加速化・林業再生事業、また県産材サプライチェーンプロジェクト事業という補助事業があるということですので、その中にはやはり町有林までの民有地1.5kmにかかる林道を整備するのに助成金があるということでした。その助成金をうまく利用し、林道さえ整備してしまえば町有林というのは有効に活用できるのではないかと思います、町の見解を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま質問ありました道路につきましては、新潟県において補助事業を行っております。森林整備加速化・林業再生事業、県産材サプライチェーンプロジェクト事業ということで、補助金額がメートル当たり2万5,000円の補助ということでの設定になっているところでございます。

ただ、これにつきましては、基本的に10tトラックが入る林業の専用車両ということで、舗装をしない砂利付きの道路になります。さらには、入口あるいは終点についても一般の通行を禁止するような旨の標識を立てて、その管理についても林道の整理者が管理をしていくような形になっております。この林道整備を全国的にどのような形で行っているのか、インターネット上で公表されているものを見ますと、福島、新潟でやはり国有林の林道整備、この事業を使って行っているものがございました。そういった事業の単価を見ますと、単純に予定価格で見るとメートル当たり安いところで5万円から12万円というような設定になっておりました。仮に12万かかったとすると、これは当然のように林道の場合下がれば岩石であれば路盤を造る必要はございませんが、軟弱な地盤については特に路盤を造る必要がありますので、その路盤を造るというようなことを考えていくと、メートル12万と考えたときには、先程の2万5,000円の補助があったにせよ、ほぼ10万円ほどのメートル当たり単価に下がる。それで、それを伐採するための作業道として確保していくためには、1,500メートルほど、途中まででございますが必要だと。そうなったときには1億5,000万円というような金額が出てくるのかなと考えています。

ただ、それは地域によって、あるいは構造によって違ってまいりますので、今回の補助事業を使ってそういったことが可能であればできるのかとは思いますが、基本的には伐採後の収益については国と2分の1の分収になります。2分の1しか町に入ってきませんので、将

来それをさらに植林する、再造林をする、管理をしていく、そういったことを踏まえて決断していく必要があるのかなと考えております。ただ、現時点では、この補助事業が30年度以降も続くかという点については、私どもがお願いをしている村上市の森林組合でもはっきりしたことは分からないという返事でしたので、これについては、先程申し上げた契約期間の中で何かの形を行えるように今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今、全国的な林道整備にかかる費用ということで、メーター当たり5万円から12万円というふうに公表されているようですということでしたが、やはり10万円かかると1億5,000万円ということで、それはさすがに順番的にはまだ向けられないかなと思いますが、仮に5万円ぐらいでできるとすれば、また話は違ってくると思うんです。そうすると、大体1,500メートルで3,700万という形になりますので、できればこの林道整備に向けた、1,500メートル林道整備するとどのぐらいかかるかということも調査して、あと林道整備できた場合の立木販売の先まで考えて調査できれば良いかなと思います。

先程3者協議が難しいというお話でしたが、ぜひ2者協議からでも、2者協議というのが毎年になっているか隔年になっているかという頻度だと思われませんが、ぜひ頻繁に協議の方をしていただいて、林道整備した場合と売却した場合、どのぐらいの費用と収益のギャップが生まれるのかということも少し調査していただければなというふうに思います。

植栽されているスギ・アカマツに関しましては、その材に関しては国産材のみを扱っている材木店もあるということでしたので、需要は明らかに高まっているというふうに思いますので、ぜひ林道整備した場合の費用と収益の方も精査していただければというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。防災行政無線の件です。

8月29日午前5時57分頃、北朝鮮より中距離弾道ミサイルが発射され、北海道上空を通過し、襟裳岬東方約1,180kmの太平洋上に落下しました。初めてJアラート、全国瞬時警報システムが発動したわけですが、平成28年度に防災行政無線のデジタル化が完了した本町での作動状況、また、それを踏まえて、国民保護計画における初動措置はどのようなであったかというところを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 8月29日午前5時58分に北朝鮮から弾道ミサイルが発射され、その後6時02分、本当に私も寝ている時間でしたが、その時間に携帯が鳴動いたしまして、初めて聞く音、さらにテレビを点けると真っ暗な画面に同じ文字がずっと流れていると、アナウンスも同じことを繰り返しているような状況でございました。

本町におきましては、このJアラート、国から流れてきたものを緊急防災行政無線で受けまして、それを使い、スピーカーでさらに放送したところでございます。この放送内容につきましては、即時合成音声と申しまして、予めメッセージを録音したのではなく状況に応じてタイプしたものを音声に変えて放送したそうでございます。そういったこともありまし

て、初めて使って、その即時合成音声データとして低い音量で送られてきたことによりまして、各町内会で、すべての町内会でスピーカーは流れたのではございますが、やはり音量が低いというような話をいただいております。それについては、各町内会の方から伝聞でございますが聞き取りをいたしまして、その対応をどうしようかというふうに考えているところでございます。基本的には、国の方に即時合成音声の方をもう少し音量のデータを大きくして送ってくれというような要望しかないのかなとは思いますが、あるいは私どもの方の緊急防災行政無線において何らかのアンプを造成するなり、そういった対応も必要なのかなと考えております。ただし、すべてのスピーカーがそれを鳴らし、放送したという状況でございます。

さらに、このJアラートにつきましては、国民保護計画に基づきまして、緊急連絡体制あるいは初動体制が定められております。当日は、担当職員あるいはそれ以外の関係職員もでございますが、すぐに庁舎の方に駆けつけいたしまして詰めたわけでございますが、町民からの問い合わせの電話もございませでしたし、そういった意味では放送が流れた、あるいは国のテレビ、放送ではすべて同じ画面が流れておりましたので、そういった情報を皆さんが取得されたのだなというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） Jアラートの初動に関しまして、ミサイルが飛んでくる危険性もあるにもかかわらず行動を起こした職員の方々には本当に敬意を示したいと思っております。また、Jアラートによれば、屋内にいる場合はできるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動してくださいと傳達されています。防災行政無線では、やはり音量の問題もありますが、さらに聞き取りづらくなるというふうに、住宅環境の問題もありますが、機密性の高い住宅が進んでいる中で聞き取りづらくなっているというふうに感じます。

また、豪雨、暴風、豪雪時等には、無線では情報を周知しきれない場合が多いと思っております。デジタル化したことにより、各家庭への個別受信機の設置も技術的に可能だと伺いましたが、希望者には負担をしてもらいながらの設置を検討すべきと思っておりますが所見を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 防災行政無線につきましては、現在デジタル化になりまして、無線を町内の子局に飛ばしております。その無線データを、各個人が個別受信機を持っておればそれで受信できるというふうになっております。ただし、この個別受信機が非常に高価なものになっております。特に、今回デジタル化したことによってアナログの時代とは違う周波数になりましたので、一般のラジオでは聞くことができません。そういった意味では、私は、先程も町長の答弁にもありましたとおり、例えばハーパーラジオ、FM放送との協定も結んでおりますし、さらにはそれ以外の民放、NHKも含めて報道を行っております。町よりも早く情報を得て、それを国民皆さまにお伝えしている状況になりますので、それをもう一段、防災行政無線という一つのツールを介したときに、時間が遅れれば遅れるほど、なぜ放送しなかったのかというようなことが出てこようかと思っております。

そういった意味では、今回のJアラートを通した防災行政無線につきましては、一番最初

の注意喚起、警告喚起、そういった機能を持っているものだと考えております。それ以降の詳細な情報につきましては、エムネットだったり、Lアラートだったり、マスコミを使っての報道がなされておりますので、そういったものを有効に使っていく方が、現在の防災行政無線に個別受信機を加えるよりも、あるいは町民の負担をお願いするよりも、現在ある町民の皆さんが持っているツールで情報を収集すべきなのかなというふうに考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程町長の答弁の中にございました。酒田市では、自治体の会長であったり、その他主要なといいますか、代表をする方に防災ラジオの無償貸与をしているということでございました。本町としては、やはり町内会長をはじめ、そういった自治体の会長にそういった機能を貸与するという考えは今のところないのかどうか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 酒田市においては、市街地でございますが、先程あったとおりコミュニティ振興会であったり、自治会長、役員にそれを貸与しまして、役職を交代した場合についてはそれを引き継いでいただくというような方法をとっているようでございます。それを私どもの方の町内会長に置き換えたときに、町内会長の皆さまに、その設備を置いているがゆえに、町内会長がそれを聞いて住民にお知らせしなければいけないというような責務が生じてくる可能性がございます。そういった意味では、やはり町内会長含めた役員の皆さまに負担をかけることが多いのかなと思います。

さらに、先程初動体制の中での警戒情報という話をさせていただきました。実際に避難を始めたときには、避難所等への周知を町が積極的に行っていく必要がありますので、屋外放送を使っての放送はなかなかしづらい面もございます。そういった意味で、FMラジオ等を使った情報の発信を先程来申し上げているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 緊急情報伝達というのが、やはり防災行政無線の役割としては一番重要であるという認識はもちろんです。有事の際に備えている設備をさらに日常でももっと使えるようになれば、皆さんの情報伝達であったり、そういう地域のつながりもより良くなるのではないかとこのように思います。やはり普段の地域の伝達に活用し、さらに密な地域交流に発展すると思いますし、様々なツールというのはやはりそういう個別受信機もあってもいいのではないかとこのことですので、できればその個別受信機を設置するにあたって、各町内会における親機であるとか、電波を飛ばす親機であるとかの設置にかかる費用なども、もし調査していただければありがたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

次に、5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

- | | |
|-------------------------|---|
| <p>1. 三川町の観光対策について</p> | <p>1. 今年8月に外国船籍の大型クルーズ船が酒田に寄港しました。</p> <p>来年度は更に多くの船が寄港予定になっています。町としての対応を伺います。</p> <p>2. 本町では交流人口拡大に向け、四季に合わせてイベントが行われています。</p> <p>そのなかで夏に行われる納涼祭で花火大会ができないかと町民の声も出て来ています。納涼祭のあり方について町の考えを伺います。</p> |
| <p>2. 安全安心の町づくりについて</p> | <p>1. ここ数年、毎年何処かで豪雨による災害が起きています。これに伴い国も「タイムライン」という防災行動計画を作り対応するのが望ましいとしています。町の対応を伺います。</p> |

平成29年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、三川町の観光対策について伺います。

一つ目に、今年8月に外国船籍の大型クルーズ船が酒田港に寄港しました。来年度は更に多くの船が寄港予定になっています。町としての対応を伺います。

二つ目に、本町では交流人口拡大に向け、四季に合わせてイベントが行われております。そのなかで夏に行われる納涼祭で花火大会ができないかと町民の声も出ております。納涼祭のあり方について町の考えを伺います。

最後に、安全安心の町づくりについて伺います。

ここ数年、毎年何処かで豪雨による災害が起きております。これに伴い国も「タイムライン」という防災行動計画を作り対応するのが望ましいとしております。町の対応を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、三川町の観光対策について、1点目の大型クルーズ船の酒田港寄港に係る本町の対応についてのご質問であります。この夏の8月2日に、山形県では初めて外国船籍のクルーズ船「コスタ・ネオロマンチカ号」が酒田港に寄港いたしました。今年度の寄港は、国・県、酒田市等を中心とした官民一体の組織「プロスパーポートさかた「ポートセールス協議会」」が誘致活動を精力的に展開してきた成果と承知しております。本町もこの協議会に参画しているところであり、おもてなし活動などのソフト面での活動の充実を、本協議会が中心となり推進していくこととなることから、積極的な参画のもとに誘客につながるよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の納涼祭のあり方についてのご質問であります。本町では、四季それぞれにイベントを開催し、町内外から多くの皆さまに会場いただいているところであります。

特に夏のイベントであります「納涼祭」につきましては、2年前から会場を「いろり火の里」に移しての開催となり、これまでも増して小さなお子さんたちや若者たちの姿が見受けられるなど、活気と熱気にあふれるイベントになっているものと感じているところであり、納涼祭の開催に尽力していただいた実行委員会の皆さまには、心より感謝を申し上げます。また、ご質問にありました花火大会は、かつては町をあげての夏の一大イベントとして開催した経過がありますが、開催費用の問題や近隣市町村の開催状況等、諸般の状況を踏まえ検討した結果、平成14年の花火大会を最後に開催していないところであります。こうした経過も踏まえながら、今後も実施主体であります実行委員会の意向や企画内容を尊重し、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、防災行動計画に関するご質問であります。国土交通省では防災対応力の向上を図るため、災害発生の瞬間から逆算し、行政や住民が取るべき行動を時系列でまとめた「事前防災行動計画、通称タイムライン」の策定についての指針を示し、自治体毎の策定を促している状況にあります。

しかしながら、タイムラインの策定にあたっては、地域防災計画との整合性はもとより、関係する防災関係機関が災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、その情報を共有した上で策定する必要があり、さらに住民の避難行動に関わる部分については、住民からの理解を得ることが必要となっております。

これらのことから、本町におきましては、今年度に山形県が藤島川等の浸水区域の想定を公表する計画であることから、これを受けて来年度以降にハザードマップの見直しに着手し、その見直し作業の中でタイムラインの策定についても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） それでは、再質問いたします。

まず初めに、大型クルーズ船について、町の対応であります。この質問は、去年の12月の一般質問でも行いまして、そのときの町の答弁が今回と同じで、ポートセールス協議会に積極的な参加のもと誘客につながるよう取り組むということでございました。それで、今回クルーズ船まいりましたが、このポートセールス協議会へ積極的な参加はしたんでしょうけれども、誘客にどのようにつながったのか、具体的な今年度の成果というものをまずお聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問のように、クルーズ船コスタ・ネオロマンチカ号、8月2日に酒田港に初めて寄港しまして、ポートセールス協議会を中心と申しましたが、具体的に観光客の流れを受けとめるのは酒田市が中心に、いろんなイベント等設定しましてお迎えしたと聞いております。そういった観光客の流れを三川町の方ではどう受けとめたかということでございますが、資料等共有させていただいておりますのでご存知かと思いますが、今回乗客数が1,800人という形で、飛鳥Ⅱはじめ日本国籍のクルーズ船が1,000人を切る規模ですので、ほぼ倍の大きさのものが初めて入ってきた。その1,800人のうち、実は乗客は

半分ほどでした。さらにその半分のうちの5割を切る方が下船されまして、今言ったような酒田市中心のいろんなイベントに参加されている。言い方を変えますと、半分近くの方が下船されずにとどまったということでございました。バスツアーについても、10時間の寄港でしたので、それに戻れる形でのコースをいくつかJTBが設定しましたが、実際には8コースについて140人の人が、想定とは少し少ない5台のバスで移動されたと。さらに、レンタカー・タクシー、個人利用等になりますが、こちらの方についても、聞くところによりますと160の方がそれぞれ54台ほどで動かされたということで、実際に三川町に来られたというところについては確認ができませんでしたし、バスツアー等については設定はなってございませんでした。そういう意味からすれば、三川町について、今回の船のお客さまが来られて恩恵を受けたという部分については予想よりはほぼなかったという捉え方をしております。

昨年度、協議会について十分参画しながら取り組んでいくという答弁で、今回も同じようにその姿勢には変わりはありません。ございませんが、この船のお客さまがどう思うかという部分について、今回初めてのケースですので、実際に三川町に来られる要素があるかどうかも含めて、実際にはなかったという部分の評価もありますが、そういったものを含めてこれからの対応を考えていきたいと、そんなふうに考えます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 今答弁いただいたとおり、1,800人の大型の客船で半分くらいしか来なかったということで、積極的な参加のもとに誘客につながるよう努力するということができたのですが、客そのものも少なかったし、初めてのことなので少し分からなかったというふうな説明もあったようでありました。

それで、今回のお客さまは、町に来ていただくのともう一つに、港で町の観光をPRしたり、物産を売ったりする、そういう店も出されていたというふうに思います。それで、商工会等に伺いましたところ、町の方からそういうふうな催し物があるから参加要請なり、希望を取ったかというふうなことを聞きましたら、いやそういう話は聞いていないということで、町内のそういうお店というものが、資料はあって、手作り餃子の1社は出ておるようではありますが、商工会を通して、町のそういう商店関係への周知というのは行われなかったように思います、その辺はなぜだったのかお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今回外国船籍のクルーズ船が来ることに對して、歓迎もしくは積極的に参画しながらしていきたいということで言いましたが、実は商工会の方からもそういった船が来るのでというような、関係者から情報をいただいております。誰が声かけて向かうかという話ではなくて、商工会も、また町の方としても、さらに実際に動いたのは三川町観光協会です。会員に声かけながら、今ご紹介あったとおり1店の方が、お一人の方が出店されたという形でございます。もし、商工会とのやりとりの中で情報が共有できなかったという事実であれば、次回からの部分では、そのようにお互いに情報を持ちながら対応を考えていくということが必要かと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 今回は、町では積極的に参画しているということでしたが、私も観光協会入っていますし、商工会にも入っておりますが、そのようなものは来なかったということで大変残念に思います。

ただ、今年来るものについては、そういうところを使って呼びかけて、三川町の産業、おみやげというものを全面的にアピールしていくというふうな説明でありましたので、ぜひそのような方向でしていければなというふうに思っております。

次であります、四季のイベントに向けて、夏に納涼祭、今年も例年と同じ、もしくは去年よりも多かったかなというふうに思って、大盛況かなと思っております。そこで、鶴岡・酒田・遊佐で花火大会をしているので、三川でも前にしていたんだから花火大会できないかという声がやはりちらほらと聞こえてまいります。今の答弁では平成14年からやっていないと、お金の面もいろいろかかるからということでありましたが、実際どのくらいかかるのか、試算というものはしているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の打ち上げ花火の経費がどのくらいかかるかという部分の試算については、していないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘） 試算もしないで、経費がかかるからやらないというふうな、答弁としてはお金いくらかかるか分からないのにやらないというのは最初からやる気がないというふうに思えて仕方ないんですが、その辺なぜ試算までしていなかったのか答弁願います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 打ち上げ花火大会の経費以前に、納涼祭という祭りが実行委員会形式で、いろんな方々が力を出し合いながら開催しているものでございます。その中で、例えば花火大会をやりたいんだというような声があれば検討のテーブルに乗りますが、今現在、私どもと一緒に参画しながらやっていますが、その中で声には、そういった花火大会というようなものよりは、集落で今小さな夏祭り、盆踊りやっているところがあります。それを少し大きくしたような、身近に感じられるような、三川らしい夏祭りでもいいんじゃないかと、そういうような評価もございまして。ですので、そういったものを大切にしながら、集まって、実施して、汗を流す人たちが求めるものについて、できる限り支援していくというスタンスでございまして。

したがって、最初からお金がかかるかどうかのこの判断はしておりません。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 納涼祭を実際に運営している実行委員会からそういう話がなかったから試算していないということでありました。

また、もう一つ。各町内会、集落で小さな祭りをやっているの、そういうところに支援していきたいというふうな答弁でありましたが、その辺は具体的に各集落から、こういうものがやりたいからこのくらいの予算を付けてくださいとか、そういうふうに祭りに対しての要望というのはどのくらい挙がっているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいま私が答弁した内容については、少し違った形で受けとめられたというふうに思われます。私が申し上げたのは、身近に感じられる大きなお祭りだけではなくて、実行委員の人たちが手作りで作られた納涼祭も本当に評価されて支持されていると。なので、そういった汗水かく人たちが求めるものについて、できる限り支援したいと申し上げたところでございます。

ただ、今参考までに。答弁とはずれている部分ではございましたが、集落でも、先の答弁の中でやはり夏祭り等行われています。実際には何をしてほしいという要望は今のところただいておりません。やはり自分たちでできる身の丈の祭りで、自分たちで楽しむんだというスタンスがあれば、それは継続していこうと私は思いますので、まずはそちらを大事にしなが町としてもその取り組みを見守っていきたいと思っています。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 大変よく分かりました。

それで、観光対策全般についてであります。先程のクルーズ船に対しても、やはり町がもう少し積極的にいろいろ仕掛けていくべきかなというふうに思います。町おこしということで、テレビでも有名になりましたが、スーパー公務員高野誠鮮さんというのが石川県羽咋市の方にいます。観光というのは、三川には歴史やそういうものがなくて観光がないと。それで何をすればいいかというところで皆さん毎回悩んでいるところでありますが、この観光というものは、羽咋市の高野さんによれば、よればというかもうこじつけで、ここは神子原市でローマ法王に、本当は天皇陛下に1回米を献上しようというふうに思ったんですがそれは断られて、では神の子どもだからローマ法王に米を献上しよう。それで、そのときの市長と一緒にローマ法王の大使館に行ったら、神子原市の町も人口五・六百人の小さな地域だと。ローマもバチカン市国の人口700人くらいの小さな町だと。小さな村の物であれば受けとるというふうなことで、ローマ法王に米が献上になったというふうなことで、そういう観光というのは、とにかく無理やりドラマを作って、いろいろしながらできていくというふうに思います。いろんな商売もそうですが、してみなければ分からない、どこに幸いするか分からないということで、やはりいろんなところに観光も挑戦して行って、三川の観光を盛り上げて行ってほしいなというふうに思っております。

次に、安全安心の町づくりであります。先程答弁でもありましたが、タイムラインということで、今までの防災計画では何をするかというものは先程見まして載っているんですが、いつ、どこで、誰が、何をするかと、時系列なものがこの防災計画には含まれていないと。それで、今年県から、藤島川の方の情報が入ってきたら、それでハザードマップとともにタイムラインも計画していくということでありました。今までいろんな災害起きてきました。その中で、最近であれば、去年岩手県の岩泉町で老人施設が流されたと、9名の方が亡くなられたということでもあります。岩手県の方は東日本大震災もあって、日頃から、毎日とは言いませんが、防災訓練計画も十分に行われていると。

しかし、それでも老人施設が流されてしまったと。それで、その原因は何かというところ

で調べてみたら、職員が7人、防災士の資格も持って、いろいろ知識はあったんですが、いざ災害が起きてみると、町の役場に町民から、どこにどうやって避難すればいいのかと、ハザードマップとかそういうものはいろいろあるんでしょうが、かなりの数の問い合わせの電話が鳴ると。それに防災担当の職員が対応に追われ、一地域には避難勧告出しましたが、その地区、老人施設のところには出し余したというふうな経緯があります。それは一昨年、茨城県の常総市でもやはり同じことが言われて、その教訓が全然生かされていないというふうなことであります。本町でも、この間の8月台風が近づいてまいりました。各町内会と建設業界とか、そういうところに、毎年であれば防災用のポンプ、空いているか空いていないか、今どこにあるかとか、そういうふうな問い合わせがあるんですが、今年はそういうものはなかったということで、誰がどういうことをするのか、きちんと決まっていなくてはいかというふうに思われますが、その辺どうなんでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ご質問にありましたとおり、いつ、どこで、誰が、何をすることかというようなことが一番大切なことは、十二分に承知しているところでございます。そういった意味では、防災計画につきましても各課の事務分掌を定めまして、どの課がどんなことを行うのかというのは定めてはいます。

ただ、実際に、本当に大きな避難勧告あるいは避難指示を出したような経験がございませんので、実際はその場その場で対応していくしか方法がないのかなと思っております。そういった意味では、岩泉町の例を出されておりましたが、避難勧告が遅れることのないよう、特に今は町の自治体のトップに対してそういった空振りを恐れず、避難勧告、避難指示をいち早く出すようにというようなことが何度も言われております。そういった意味では、そういったことを念頭に置いて、今後の防災計画の見直し、そういったものを進めていく必要があると考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 今後防災計画の見直ししていくということでありました。今年は機械の空き状況というものは問い合わせなかったと。2、3年前は、今どういうふうになっているかということで、台風来るといふふうなものは分かっている場合には予めいろいろ準備として町は動いていたと思えます。それが、職員もいろいろ変わったり、担当もいろいろ変わるんで、今まではしていたというふうなことでありましようが、やはりマニュアルとして、きちんと文章として作っておいて、担当者が変わってもそういうふうな時系列で対応ができるような、そういうものが望まれるというふうに思ひまして、私の一般質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、5番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 7時42分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 8時00分)

次に、7番 田中晃議員、登壇願います。7番 田中晃議員。

○7 番（田中 晃議員）

1. 総務行政について

1. 改正労働契約法では「有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる」と定められました。無期契約への本格移行は2018年4月以降となります。民間企業への周知、働きかけを含めて、これを機にこの法律に準じて、公務労働者（現業職、保育現場で働く労働者等）の正規化をすすめられないか所見を伺います。

2. 後期高齢者医療制度について

1. 健康寿命を増進するうえで後期高齢者に人間ドックへの助成が必要と考えますが所見を伺います。

私は、平成29年第4回定例会、2017年9月議会にあたりまして、通告に従い一般質問いたします。

1点目として、総務行政について伺います。改正労働契約法では「有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できる」と定められました。無期契約への本格移行は2018年4月以降となります。民間企業への周知、働きかけを含めて、これを機にこの法律に準じて、公務労働者（現業職、保育現場で働く労働者等）の正規化をすすめられないか所見を伺います。

2点目として、後期高齢者制度について伺います。健康寿命を増進するうえで後期高齢者に人間ドックへの助成が必要と考えますが所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 田中 晃議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、総務行政に関するご質問であります。無期労働契約の転換ルールに関する労働契約法の改正につきましては、平成25年4月1日に施行され、同一の使用者と有期雇用契約が更新されて通算5年を超えた場合、無期雇用契約への転換を申し込むことができるという制度であり、平成30年4月1日には法施行から通算5年目を迎えます。

この間、厚生労働省が全国の事業所や労働者等に、改正法の内容を周知徹底しているところであることから、転換ルール適用の働きかけ等について、町行政としては行っていないところでもあります。

また、公務労働者については労働契約法第22条の規定により転換ルールの適用除外になっているものであり、職員数につきましては行財政改革推進プランのもとに策定した、定員適正化計画により管理しているところであります。

なお、本年度は74名の臨時・嘱託職員を雇用しているところでありますが、これは、一般行政部門の職員数を確保しつつ、全体の職員数は抑制していくという定員適正化計画の基本的な考え方のもとに、組織機構や事務事業の見直し、民間委託等の推進に努めている中に

あって、専門性を必要とする業務、一時的に業務量が増大している部署等において雇用しているものであります。

これら臨時職員等の処遇につきましては、引き続き改善に努めてまいりたいと考えてはありますが、労働契約法に準じた取扱いとして、現に任用している臨時職員等を、正規の職員として採用することは、地方公務員法においても認められていないところであります。

次に、「後期高齢者の人間ドック受診」に関するご質問について、ご答弁申し上げます。

本町におきましては、各種がん検診をはじめ、人間ドック、国民健康保険被保険者の特定健診などを実施し、疾病の早期発見・早期治療につなげ、町民の健康づくりに努めているところであります。

そのような中、後期高齢者医療被保険者の方には、公民館等での集団健診により、がん検診や生活習慣病の重症化予防等につながる健康診査を実施してきたところであり、その受診率は県内でも上位に位置しております。一方、生活習慣病等で通院し、かかりつけ医による健康管理が行われていることを理由に、町の健康診査を受けないという方も少なくないところであります。

このような状況などから、本町においては、人間ドックを実施してこなかったところではありますが、近年、その実施を望む声も出てきているところであり、本町の後期高齢者の状況に即した実施方法等を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） それでは、再質問してまいります。

最初に、改正労働契約法ということで、今町長の方から答弁がありました。平成30年には施行されるということで、その前の25年から働いていたパートとかアルバイトとか契約とか様々な労働者の人たち、総じてそれは民間対象ということの括りだということなんですが、私は実際問題、公務で働いている労働者の人たちの中、まずは実態としてお聞きしたいんですが、三川町の公務労働者の行政の中で働いている方の中で、先程74名の方がいらっしゃるということなんですが、この中で平成30年に5年になる方はどのぐらいいらっしゃるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま町長の答弁にもありましたとおり、これにつきましては、厚生労働省労働基準監督署がこの5年転換ルールを周知しているところでございます。先程あったとおり、地方公務に従事している職員について、私どもの方、臨時職員として地方公務員法に基づきまして、6ヵ月以上の雇用という形で雇用しているところでございますので、その5年ルールは意識しておりませんので、その人数を確認してはいないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） いきなり質問でありましたので、実態等は事前に通告すべきだと思いました。

まずは、公務の方ではこの法律が適用されないということは分かったんですが、私は今回質問でこれを望んだのは、やはり実際三川町では百六十数名の方たちが行政職として働いている。そのうち74名の方が臨時、嘱託、様々な形で非正規雇用で働いているということがあります。私は、先程出ていました行財政計画の中での定員適正計画ということで、28年度から平成32年度の計画があります。その中で、今の三川町の現状を見渡しますと、特に目立つのが、教育現場においては、三川町には三つ小学校があります。その中で、業務員という仕事をなさっている方が、東郷小学校では臨時職員という形があります。

それから、最近特に多くなってきたのは、幼稚園、保育現場の中で、今正職員が11名、そして、それに対して18名の方が臨時講師という立場で働いているということです。担任を持つとかそういう違いはありますが、同一労働にかかわらず、身分が違うだけで保障が違うという中身になっていると思うんです。ここはやはり三川町に子どもを安心して預けている保護者の皆さんにとっても、そういうことは分からないのかもしれないですが、本当に身分保障されている先生だと、現場の方であるからこそ、安心して子どもを預けられるというところにつながるのではないかと思います。この点について少し伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 業務員あるいは保育園、幼稚園における臨時嘱託職員、非常勤職員ですか、そういった方々の雇用を現在行っているわけですが、基本的には適正化計画の中で、正職員については91名という目標を掲げておる関係上でございます、いわゆる現業職については、これを抑制する形で一般事務職、町の行政サービスに従事する方を確保していこうという考え方で現在臨時職員としての採用を行い、正職員の補充を行っていないところでございます。これについては、今後ともその方向性を維持してまいりたいと考えておりますし、また、保育園、幼稚園現場につきましては、担当所管課の方からも最低限クラス担任、そういったものについては正職員による配置を望まれておまして、そういった要望に対しては答えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 定員適正化計画で、91人ということは平成26年からずっと続いていると思うんですが、私はやはり特に保育園の保育士あるいは幼稚園教諭の方、講師で働いている方なんですが、今保育園現場では本当に保育士が足りなくて、どこの町でも保育士を求めるといった事態が続いていると思うんです。

私は庄内町の方で少しお聞きしたんですが、やはり正規で声をかけると募ってくるという事態があります。そういう面では、本当に正規で働く人たちが必要になっているし、そこであれば、本当にその正規の方たちがきちんとモチベーションを持って働ける、そういうことにつながっていくと私は思っています。3年前も、9月の夜間議会で、親切的な役場にするためにはという質問をしました。そのためには、正規職員が1人でも多くなるような職場づくりができないかというような質問だったんです。ですが、今言ったように、親切的な役場づくりをするうえで、当時の総務課長が正規化の選択肢は手法ではないということをおっしゃったんですが、私は定員適正化計画では、28年度から32年度まで91人でずっと続くとい

う中身なんですね。ですが、本当に今の91名で現場で働く職員の人たちのモチベーションあるいは業務をこなせるかというようなところではありますが、実際に現場で働く人たちの声を聞きますとそうなんですけれども、その前に定員適正化計画の中で少し気になることがあったんですが、総務省自治行政局公務員部給与能率推進室、交渉している一般行政部門との比較においては、最新の比較で5人が少ないと。類似団体別職員数と比較すると、三川町の場合は5人が少ない状態となっていると。それから先さらに人員を増やすのは困難であるというふうなことなんです、私はそう思うんですが、類似団体よりも5名少ないということであれば、裏返せば5名は増やせるんじゃないかと思うんですが、その辺のことについてはどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいまお話ありましたとおり、類似団体との比較の中で現在の定員適正化計画を定めた経緯はございます。今後どうなるかというようなご質問でございますが、現在我々職員につきましても、先程の74名の臨時職員とともに働いているわけでございますが、やはり日々業務が輻輳しております。他の質問にありましたとおり、電子行政が進む中で、そういった電子化になればなるほど、また人が必要になってくる部分があります。さらには、現在退職者に対しての再任用制度、あるいは先には公務員の定年延長、そういったものも見込まれています。

もう一つ申し上げますと、やはり現在ではメンタルヘルスの問題で休む職員も出ている中では、本当にこの91名が適切なのかという点は苦慮しているところでございます。そういった意味では、この91名が必ずしも守らなければならないものではないということでございますが、5年の計画を立てておりますので、この5年の中でどのように融通を利かせると申しますか、弾力、柔軟的に行えるのかはやはり考えていかなければいけないものとは考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7 番（田中 晃議員） 病気で休む人たちも出ているということで、実際私も職場の声といえますか、それをお聞きしたんですが、以前と変わらず人員不足が常態化しているということで、一部の職場ではサービス残業もあるということがあると。やはり職員の心身の健康を損なう労働環境があるということです。そうなれば、働いている人たちの方から住民サービスの低下が懸念されるという声が出ているということなんです。だから、本当にこの5年間にかけて、定員適正化計画の見直しが本当に必要でないかと思うんですが町長はいかがでしょう。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町では、行財政改革を推進する中において、当然職員の定員適正化計画における定数を定めているところであります。先程も総務課長が答弁申し上げておりましたが、今全国の自治体の職員数という部分については、類似団体という、その比較ということがなされるわけではありますが、田中議員は、本町はまだまだそういった面においては、この91人というのは少ないんだというようなことをおっしゃっておりますが、本町が定員

適正化計画策定の段階においては、類似団体からすると多いという、そういった状況でもありました。そういったことからいたしますと、やはり今の現状からいたしましても、先程もあつたように病気で休職をしているというような現状もある中においては、やはりそういったことに対する職員の、ある面においては過重な労働ということにもつながるのかなというふうには思っているところであります。こうした中において、やはりこれからの行政の様々な住民ニーズ、あるいはデジタル化等も含めたシステムの導入ということからいたしましても、今の体制の中においては、より効率的な事業推進を図りながらも、やはりそれぞれの部署の労働力の状況等を十分踏まえた形で、今後は検討する時期になろうかなというふうには思っているところであります。

ただ、現状からいたしますと、職員の過重な労働という部分が心配される中においても、74名という非正規の職員を採用しなければならない、採用しているということからすれば、ある面においてはワークシェアリング等で調整を図ることができて良いはずだというふうにも受けとめられる部分もあるわけでありますので、そういった部分については総合的な形で、今後の定員がどうあるべきかということは検討してまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） ぜひ検討していってほしいと思います。

それで、次のところに移ります。後期高齢者の人間ドックということで再質問いたします。

三川町の国保の保険、人間ドックでは町の助成があります。年齢、男女、内容によって助成額が違いますが、40歳から64歳の男性が2万3,320円と一番低く、70歳の女性が3万7,336円と一番高くなっています。そのような国保の助成があるんです。男女いずれも74歳まで助成があります。しかし、75歳の後期高齢者になると、人間ドックにおいては助成がなくなります。

鶴岡地区医師会、庄内地区健康センターと締結し、実施医療機関の一つとなっている鶴岡協立病院での2016年度人間ドック受診者数は、国保の扶養者、社保の三川町民が144人、75歳以上の後期高齢者の三川町民が5人です。ただ、やはりその補助がないために全額自費での健診となっているわけです。三川町における後期高齢者の人間ドックは、1,400人近くの後期高齢者の方がいらっしゃると思うんですが、それでも一定程度の需要があるのかと私思っています。ついこの間も、鶴岡の方の病院に行って人間ドックをかかろうと思ったら、助成がないということで、その方は後期高齢者の方なんですが諦めたという経緯があつて、なぜ三川町に助成がないのかということになりました。

それで、鶴岡市では後期高齢者に人間ドックの補助があります。男性の場合、がん検診、胃、大腸、呼吸器に7,610円。それで、日帰りとお泊ドックの場合は1万7,320円です。女性の場合、胃、大腸、呼吸器、それから子宮のがん検診に9,940円。それで、日帰りとお泊ドックに1万9,650円の補助が下りています。県内の健康診査、先程町長も上位と言っていました。実績では地域別健診受診率で庄内地方が32.29%と一番高いんです。受診率、県内1位は西川町です、37.51%。それで、2位に鶴岡市が35.07%で、3位に庄内町が32.35%で、4位が酒田市29.72%。5位三川町が29.48%になっています。県内の方でも本当に高い

し、医療費も本当に低く、様々な面で三川町は優れた予防健診をしている町だと私は思いますが、やはり鶴岡市とか庄内町なんかは、がん検診の補助があるんですが、そういうところでまず上位にいったのが、やはり後期高齢者の人間ドック受診者に補助があるからではないかということを私思うんですが、この点について考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） ご答弁申し上げます。

75歳以上の方、後期高齢者の被保険者の方に対する健診の部分でございますが、一つは後期高齢者医療広域連合の方から、特定健診の部分につきましては町の方で委託を受けておりまして、その受診率というのは27%でございます。平成28年度ですが、それは事業報告書の方にも記載しております。それが県内でも上位に位置している受診率だということでもあります。まずその委託を受けた健康診査については、75歳以上の方は受けることができます。また、各種がん検診につきましても、町の方で助成をしております。75歳以上の方にも助成をしておりますので、どんながん検診を受けるのかというところで自己負担というのは違ってきますが、74歳までの方より実行負担額が大きいとか、そういうようなところはないわけでありまして。

それでは、人間ドックを実施していないというところで、どういうデメリットがあるのかというところで考えますと、まず人間ドックというのは、町の方で委託をしている医療機関に出向いて、そういう医療環境の整った中で、全額自己負担になるわけですが、まずはオプションの検査項目を受けることができたり、一度にいろんな検査項目、先程言いました特定健康診査と町のがん検診も含めて、その他の部分についても受けることができるというものであります。ですので、75歳以上の方が何も受けられないというわけではなく、今までは、町長の答弁にもありましたように、まず生活習慣病の重症化予防という点での特定健康診査と、各種がん検診については実施をしまいったというところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 田中 晃議員。

○7番（田中 晃議員） 特定健診とか、75歳以上の人は受けられますし、がんの方も様々な検診については別途に受けられるということは私も存じていました。

それでは、そういう中でもやはり先程言った、きちんとした医療施設というか環境の中で人間ドックを受けたいという人がいらっしゃると。だけれども、やはりそこは現役並の収入がある方がいいんですが、年金暮らしの方たちなんかは、非常に受けたいと思っても受けられないというようなところがあると思うんです。そういう面では、後期高齢者に対して、町の間ドック補助の創設が大事でないかと思えます。そのことを強く望みまして、私の一般質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、7番 田中 晃議員の質問を終わります。

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- | | |
|---|---|
| <p>1. 地域交流・子育て支援施設の多目的ホールの設備充実と文化振興について</p> | <p>1. 農村センター多目的ホール施設との違いと設計上の特色について伺います。</p> <p>2. ステージにおける照明・音響設計プランの現状と今後の実施計画について伺います。</p> <p>3. ステージを使った町内外の芸術団体公演などによる文化振興策について伺います。</p> |
| <p>2. 都市消費者との交流支援策について</p> | <p>1. 町民有志によるイベント参加や交流実施の評価について伺います。</p> <p>2. 今後の支援方策について伺います。</p> |

平成29年9月第4回議会定例会において、通告のとおり一般質問を行います。

まず第1点目、地域交流・子育て支援施設の多目的ホールの設備充実と文化振興についてお伺いしたいと思います。

具体的に申し上げますと、農村センターの多目的ホール施設との違いと設計上の特色について伺いたいと思います。

二つ目として、ステージにおける照明・音響設計プランの現状と今後の実施計画について伺います。

3番目として、そのステージを使った町内外の芸術団体公演などによる文化振興策について伺いたいと思います。

2点目、都市消費者との交流支援策についてであります。

具体的には、一つとして、町民有志によるイベント参加や交流実施の評価について伺いたいと思います。

二つ目、今後の支援方策について伺いたいと思います。

大変遅くなりましたので、当局の前向きなご回答をいただきながら早く終わりたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、多目的ホールに関する3点のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

地域交流・子育て支援施設の多目的ホールにつきましては、これまで公演や講座、発表会などの場として、長年にわたり町民に親しまれてきました農村環境改善センター多目的ホールの機能を、より充実させるねらいから、これまで以上に町民の方々の多様なニーズに応え、

親しみを持っていただけるよう計画しているものであります。

具体的に申し上げますと、使用団体の様々な演出に柔軟に対応できるよう、ステージの幅や高さ、奥行きについても大きな空間を確保し、座席については音楽や演劇などが見やすいように階段状の観覧席を導入するとともに、ホールの近くには会議室を配置し、出演者の控室としても活用できるように考えているところであります。

音響については、専門家の助言も得ながら実施設計に取り組むこととしており、照明については、ステージは壁面を利用した照明とし、その上部には、出演者が自由に活用できる美術パトンも設置して、利用者の演出等にできる限り幅広く対応できるよう設計に取り組んでいるところであります。

町内の芸術文化を担う個人や団体の方々からは、自己表現や研修、交流の場として、これまで以上に、積極的にご利用いただき、さらに、町外の方々との交流などにより、町民の芸術文化活動の意欲の高まりも期待されるところであり、施設の利用促進に努めながら、本町の文化振興につなげていきたいと考えているところであります。

次に、都市消費者との交流支援策に関する2点のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町では、横浜市立浦島小学校の農業体験交流や庄内・尊農塾による神奈川区民祭での交流、さらには、有機農業グループによる消費者団体との交流など、それぞれが目的を持ち主体性を持って交流活動を展開しているところであります。平成20年から取り組んでおります産直出前便においては、三川・庄内の物産を神奈川県藤沢市のショッピングモールで直売する定期イベントとして継続して行っているところであり、藤沢市消費者等との交流が確実に深まってきております。当初は町が企画運営を主導してきたところでありますが、現在では産直出前便の参加者のご協力により自主・自立の運営となっており、より継続性と自由度を増した交流活動が行われております。

町といたしましては、このような交流活動が大きく広がり、都市と農村の相互交流が活発化していくことは、地域振興にもつながる有効な取り組みであると高く評価しているところであり、今後におきましても、民間主導による「草の根交流」を基本に、実施団体の主体性を尊重しながら、交流事業の継続と充実が図られるよう支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 最初に、多目的ホール施設について再質問させていただきます。

本来であれば子育て支援施設全体の課題というのがあると思いますが、喫緊の課題として、多目的ホールの充実について非常に一つの問題意識を持ちましたので、それに絞り込んで質問させていただきますが、ただいま私どもに渡されている実施設計という図面の中で、ステージの設計図がありまして、言われましたように幅や高さが大きく、座席についてははっきり分からなかったわけですが幅広くということで、従来よりも充実した施設であるというふうに伺いました。

また、音響という話の中で、これは要するに反響板を作ったと。反響板の側面と上面に反響板を設置します、これ移動式で。そういう意味では、反響板そのものは今までの公民館の多目的ホールと比べますと、生の声がきちんと会場に届くという、非常に大きな効果があるとは思いますが、この設計そのものを悪いというのではないのですが、肝心の照明については壁面の照明のみというふうな話でありました。肝心のステージの照明の設計がないというふうに伺いました。美術バトンというふうな話がありましたが、バトンというのは横の棒で上げたり下げたりするものですが、美術バトンというのはそこにいろんな看板も下げられますし、いろんな幕とか下げられるわけですが、大道具・小道具下げられますが、普通ステージには美術バトンと、それから照明のバトンの両方あるんです。このステージには照明のバトンの設計がないんです。その辺についてどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） ステージの照明に関するご質問でありましたが、皆さまに配布といたしますか、公開しております図面は基本設計ということで、先程町長も答弁いたしておりましたが、現在基本設計に基づいた実施設計に取り組んでいるところであります。私の方では、現在の農村環境改善センター多目的ホール、この照明についてはご案内のとおり、ステージの前の上部に五つの照明があり、なお、そのステージ上に全体を照らす照明、それからステージの一番後ろにあります後幕、これを照らす照明三つございます。基本的にこのステージ全体、正面から、また真上から照明を当てまして、それぞれコンサートなり講演会等が支障なくできるように考えておりますので、どうしてもこの基本図面ですと具体的にこの場所とか仕様が載っておりませんが、その辺は舞台等に支障のないような形での照明ということで取り組むつもりでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今のご回答ですと、基本的に農村センターの多目的ホールの照明とほぼ同じものが設置されるというふうにお伺いしましたが、そのような解釈でよろしいのでしょうか。

そういうふうにご解釈しましたが、では一つ申し上げますが、農村センターの舞台の照明のステージの上の照明の明かりは少し欠陥があるんです。本当は外側にあるようなスポットライトの中に必要なんです。これサスペンションライトと言いまして、それを部分的に照らすようなそれがないんです。それで、真上にある横のカラーの色の入ったランプが上にありますが、あれは必要ないんです。

ですから、農村センターのステージの照明はそれなりに欠陥がある。それで、外にあるシーリングライトと言いますが、先言った5個のもの、あれの位置がまったく狂っているわけです。あれを動かさない、あれを動かすためにはタワーを組まないと動かさないわけです。ですから、そういう意味では、農村センターの今の照明設備をより使いやすく、同じぐらいのレベルでいいのですが、より使いやすくするべきと思いますがその点いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 私の説明不足だったのかもしれませんが、現在の農村環境改善センター多目的ホールと同じということではなくて、設置してあります照明、専門的な照明の名称は省略させていただきますが、まず先程申し上げましたとおり、講演会、研修会、または演奏会、コンサートですね、そういったものにまず現状のステージを照らすだけの機能を持たせて、先程シーリングライトといいますか、ステージの上部からステージの正面を照らすところにつきましては、基本設計ではそういったものを壁を利用してとか、そういう形で考えておるところでありますので、まったく同じというよりは、まずそういった需要といいますか、出演に支障がないような形で照明については考えていきたいということでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私と教育委員会課長とこういう話をしているのかどうかというのは少し疑問な点もあるんですが、今の話ですと、全体の照明はあるが真ん前の照明はないと。明らかにこれは今の農村センターの照明よりも落ちます、はっきり言って。合唱とか講演は間に合うでしょうという考え方ですが、合唱もきちんと照明は部分的にしたり、いろんな色を変えたりしているわけです、実際は。この間響ホールでコール・カトレアの講演ありましたが、あれだっけきちんと照明を使っているわけです。

ですから、そのように部分的な照明が動かせるような設備は、いくら合唱とか講演会を主体にしたものだとしても必要です。今の話ですと、事務局当局がプランニングをして、業者として実施設計を決めるというような話に私受け取りましたが、実際そのようなやり方をなさるのでしょいか。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 実施設計につきましては、検討委員会、それから地域交流エリアの検討部会等から様々な形で意見をいただきました。そういったものもきちんと踏まえて、実施設計には生かしていきたいというふうに考えております。

また、照明についての演出についてであります。現在の農村環境改善センター多目的ホールにおきましても、右袖の方にはありますが、各スポットを部分的に操作する基盤と操作盤等がございます。新たな施設につきましては、これをできれば卓上のもので、演出者の身近なところで、これは照明もそのような形で取り組みたいなといいますか、設置できればというふうに考えておるんですが、先程議員より質問ありましたとおり、その色でありますとか部分的な照明といいますか、灯光についても可能なような形で設備の方を設置していきたいということでは考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 実施設計までどのような経過をたどっていくかということをお伺いしたわけですが、中身ではなくて。検討委員会を行った、その声を生かして設計に入りたいと言いましたが、検討委員会に参加された方から伺いますと、照明とかPAですね、電気的な音響に関してのそういうヒアリングは一切なかったというふうな話がありました。

ですから、それぞれの立場で、演奏とかでこのようなものをほしいというふうに言ったと

と思いますが、全体の最後まで設計についての提案ももちろん出す機会もなく、これからまた何か集まるのかなと思っていたら全然集まりの呼びかけもないというような話を受けたのですが、その段取りなんですけれども、これからも検討委員会を開いているんな意見を聞いて決めるということはなさらないのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 実施設計にあたりましては、照明に限らず、何度か平面図等をお示ししながら、検討部会の委員さんから、こういうものがあつたらいい、こういうスペースにしてもらいたいというような意見もいただきながら策定となった基本計画でございます。

場合によっては、こちらの方で少し疑義的なものが生じた場合、先程町長が答弁しておりましたが、音響に限らず照明についても、専門家等の意見もいただく中で、町民といいますか検討部会にお諮りする場面もあるかもしれませんが、まず一定程度、広く町民の代表の方からも意見をいただいてきた、それを取りまとめた基本設計でありますので、これを十分に踏まえて実施設計の方取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 話が煮詰まりませんが、検討委員会のメンバーには決定的に抜けている関係者がいます。それは演劇関係です、一人もいません。照明を主に使うのは演劇関係なんです。三川町は演劇団体はないんですが、實際上鶴岡市の方で演劇に参加している方もおりますし、何年か前ですが演劇公演をやられた経過があります。恥ずかしながら、私も昔20代で演劇をやったことがあるんですが、照明の知識は、合唱とか踊りの方では分かりません。それはやはり実際に照明を動かす、音響もPAもそうですが、演劇の人の知識が一番豊富だと思います。今、これから専門家の意見というふうな話もありましたが、これから使う前提もありますので、演劇公演をするという可能性ももちろんありますので、今までの検討委員ではなくもっと幅を広げた格好で、照明とかPAも含めた専門的な知識を持った人の意見をぜひとも聞くべきというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） 先程美術バトンの話も出ました。私も不勉強な部分多いんですが、演劇の公演となりますと、その都度やはり舞台設定というのはいろんな必要な照明と機材も必要になってこようかと思えます。そういったものにつきましては、できるだけ汎用などといいますか、例えばスポットでも持ち込みで対応していただけるような美術バトンの配置でありますとか、あと稼働式ではあります、現在多目的ホールにもピンスポットライトでありますとか、サイドライトというんですか、そういったものもございまして。そういったものもうまく活用していただきながら演劇等にも対応していただければというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私の質問に答えていないんですが、検討委員として専門家的な意見を聞いて決めるべきではないかというふうに言ったんですが、その回答をいただいています

ん。

○議 長（小林茂吉議員） 高橋子育て支援施設整備主幹。

○説明員（高橋誠一子育て支援施設整備主幹） これから実施設計を進める中で、場面によって、必要に応じて、そういった手立ても必要となった場合、対応したいというふうに考えます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） あのですね、終わらなくなります。次の質問できなくなります、全体スケジュールの加速化ということで、予定が早まっているわけですね。それで、本体工事が来年の夏ぐらいに始まるというふうな計画をいただいたわけですが、今の照明とかPAは本体工事と無関係ではないんです。照明を後から申し込めばいいという話ですが、それはもうきちんとした電源がなければできませんし、その電源をまさか露出で引っ張ってくるわけにいかないわけですから、仮に備品を後で入れるにしても、配管とか先程言ったバトンとかそういうのにしたって電源を入れるとか、そういう本体設計にかかわることがたくさんあるわけです。

ですから、早めに、今言った専門家の意見を聞き、それともう一つ、利用する人の意見をやはり聞かないと、今後運用していく段階で、全部教育委員会で運用の責任を持ってやるというのであればいいんですが、やはり民間の運用する知識や、それから自主的な講演も含めたものが必要になってくると思うんです。ですから、その場合にも、今からきちんとした意見を聞いておけば、そのような運用に関しても必ず役に立つというふうに思いますので、その辺も含めまして、ぜひいま一度、関係者ないし専門家の意見を聞くということをぜひすべきというふうにして、今少し問題主張いたしまして、次の課題に移りたいと思います。

文化振興についてですが、そこを起点にして文化振興策をしますというふうなことでありますが、今まで通りの公民館の、農村センターの、多目的ホールの使用ですと、そこを使って積極的に文化振興をしているというふうには見えないのですが、そういう意味では、ぜひこの文化施設を使った本当の意味の文化振興をするべきだと思います。

実は、ご存知と思いますが、三川町にはプロの芸術家も、ピアノやオペラを歌う方もおりますし、ピアノの先生もおるわけですので、合唱団体もたくさんあって、非常に文化的にはレベルの高い地域ではないかと思います。それで、その人たちに今のお話を聞きますと、きちんとした設備があればプロは来るよと。三川町の場所、それから350席という席数というのは非常に丁度いいと。他にも今あちらこちらにできておりますが、場所的な、地理的な立地条件から三川町が一番いい。ですから、せっかく造るのであれば、やはりプロもきちんと自信を持って演奏できるような設備とか、そういう環境をぜひ進めるべきと思いますが、教育長いかがでしょう。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 私もホールのことはあまり分かりませんが、確かに照明とかあまりにも特化すると、今度プロが来ないと音響も照明も扱えないとなると、やはりホールというのはマルチ的な、いろんな催し物に対応できるというような形になると思うので、その辺は最大公約数で考えていかなければいけない。それから、予算も限られていますし、その辺

は先程課長も申し上げましたが、今回まだ基本設計だけですから、今後できる範囲内で、そういう専門家のいろんな意見も聞きながら、総合的な形で判断していきたいというふうに思っています。

それから、350 人丁度いいと言っても、確かに今の話を聞くと、350 人だから演劇は丁度いいからあれもやれ、これもやれというのは、なかなかそれは身の丈にあった形でないと。それから、このホール目的というのは多目的に活用するという事ですから、やはりそれなりの予算の関係もありますから、それもきちんと考えていかなければいけないし、それから文化振興も、これ造ったけれども町でやれと、芳賀議員はどういうふうに思っているのか分かりませんが、やはりこれは器作るけれども、あと使ってもらうのはいろんな団体に使ってもらわなければいけないし、町で文化振興のためにあれもやれ、これもやれと、それはなかなか予算上はできないと思うので、使いやすさとともに皆さんに喜んで来ていただけると、その最大公約数的なところを目指していきたいなというふうに私自身は思っています。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 6 番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） また話が戻りそうで少しあれなんですけど、身の丈にあったという話は、やはり予算の制限の中で、なるべく規模小さくではないですが普通のというふうな形に聞こえてしまうんですが、希望としては少し立派にといいましょうか、備品についても、後からピアノの話もあると思いますが、ピアノ演奏なんかでもピアノはやはりある程度立派なピアノを入れるべきだと私は思いますし、設備は1年や2年ではなくて40年、50年使うわけですよ。ピアノだって備品だってそれぐらいもっと持つわけですので、ある意味その評価、ずっと文化振興も含めた町の評価につながることにありますので、ある程度町民も自信が持てる、そういう設備、備品を導入すべきということを申し上げまして、時間ありませんので次の質問に移ります。

都市消費者との交流策についてですが、支援方法について、これは自主・自立で民間を主導とした中で支援したいというふうな話がありましたが、一つ具体的に申し上げますと、今そういう都市との交流、神奈川区民祭の話ありましたが、実際には農産物を販売した収益でもって、交通費も含めた実費を賄うことは絶対不可能なわけです。それはお分かりと思いますが、そういう意味では、実際今はがんばる農家支援を受けながら活動をしているわけですが、そのがんばる農家支援事業というのは3年間限定という、同じ名目ではということで、3年ごとに団体名を変えたり、代表者を変えたりしながらやっているというふうな、実質行動する場合には同じ交流事業をしているということになっておりますが、非常に不安定な、毎年不安で今年もらえるのかなみたいな感じの交流事業になっておりまして、ぜひとも都市との交流事業に関しては、これは個人の生産物をただ販売するだけではなくて町の宣伝を必ずしてきますし、消費者とのつながり、それから浦島小学校も含めまして、そのときにまた深まるわけですので、それが必ず三川町にいろんな形で還元されることもあるので、個人の利益のためではなくて、そういう意味では大きい意味での町の宣伝にもなるわけですし、それは支援するのが筋ではないかと思えますし、ひとつ、がんばる農家支援でやるのであれば

3年間限定というのではなくて、特例を作りまして、支援事業に関しては継続的にやってもいいよというふうなこととか、でなければ都市交流について別の制度を作るというふうなことはできないでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 都市と農村との交流ということにつきましては、1回、2回の単発のものではなくて、継続してその効果なりが出てくるものと理解しています。そういう意味では、そうした交流活動が継続して行われることが必要だというふうに思いますが、具体的にはそれをするために、芳賀議員も言われたとおり、いわゆる旅費等かなりの大きな負担になるということで、例として、がんばる農家支援事業では、旅費等を中心に3年間継続して支援をしてきたところがございます。それ以上の継続についても当然必要だとは思いますが、同じように旅費を4年目、5年目、6年目、言い方を変えれば、旅費がなければこの交流できませんよというような交流は、やはり双方考える必要があると思っています。

とは言いながらも、現実的にはその旅費等も含めて経費が大変であることは十分に承知しております。ですので、例えば、その旅費についても言われたとおり、農産物の販売で得られたものでは無理だという言い方を、今よりも少しでも得るためにはどうすればいいのかというようなこともそれなりに工面しながら、継続を前提に考えていく必要があると思っています。

町長答弁の中で産直出前便、例としてお話させていただいていますが、これが一つの例です。支援がなければできないではなく、自分たちで継続するための努力で自立された例でございます。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

（午後 8時59分）

平成29年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年9月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	佐藤真子 書記	吉田直樹 書記
------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 9月8日(金) 午前9時30分開議

- | | | |
|-------|---------------------------------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議第37号 | 平成28年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議第38号 | 平成28年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議第39号 | 平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議第40号 | 平成28年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議第41号 | 平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議第42号 | 平成28年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)
請願第3号 | 平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について
請願 |

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第1から日程第6まで、以上6件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、議第37号「平成28年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第2、議第38号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第3、議第39号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第4、議第40号「平成28年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第5、議第41号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、日程第6、議第42号「平成28年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました議第37号「平成28年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件、議第38号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第39号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第40号「平成28年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第41号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、議第42号「平成28年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年度の三川町一般会計並びに各特別会計の決算につきましては、会計管理者より去る6月30日付けで地方自治法第233条第1項の規定により決算の提出がありましたので、7月7日に同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、併せて、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、該当の基金運用調書について、さらに、地方公共団体の健全化に関する法律第3条の規定に基づき、財政健全化判断比率について、付託をいたしたところであります。

審査の結果につきましては、8月18日付けをもちまして、監査委員から意見を付して報告がございましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を賜りたく提案いたします。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます、財政健全化判断比率につ

いては、4指標のうち実質公債費比率は11.2、将来負担比率は119.1で、いずれも早期健全化基準を下回っており、また、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、それぞれ赤字額がないことをご報告申し上げます。

各会計決算の概要につきまして、会計管理者よりご説明申し上げますが、細部につきましては、審議の過程におきまして、それぞれ所管課長等からご説明申し上げますので、よろしくご審議下さいまして認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 会計管理者より概要説明を求めます。五十嵐会計管理者。

○説明員（五十嵐 泉会計管理者） 私から、平成28年度一般会計ほか各特別会計決算の概要をご説明申し上げます。

説明資料といたしまして、7ページに編綴しました「平成28年度三川町各会計決算の概要」と各会計の決算状況を1枚にまとめました「平成28年度三川町各会計決算概要一覧」の二つの決算関係資料を配付いたしておりますが、主に「決算の概要」の資料に基づいてご説明申し上げますので、そちらをご覧ください。

まず初めに、『一般会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額49億3,309万906円、歳出総額47億3,859万4,317円で、歳入歳出差引額1億9,449万6,589円であります。

翌年度に繰越すべき財源は、繰越明許費分として1,621万1,000円であります。この繰越明許費繰越額を差し引きました実質収支額は1億7,828万5,589円であり、平成29年度への繰越額となります。

また、前年度実質収支額が2億2,035万4,067円でありましたので、平成28年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は4,206万8,478円の赤字となりました。この単年度収支額に、財政調整基金積立金320万円と繰上償還額0円を加えました実質単年度収支額は、財政調整基金の取崩額がありませんので、3,886万8,478円の赤字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額が50億3,847万1,000円で、これは当初予算43億9,000万円に年度中における追加補正予算総額5億3,860万8,000円と前年度からの繰越明許費1億986万3,000円の合計額であります。

収入済額は49億3,309万906円であり、予算現額に対する執行率は97.9%、なお、前年度は100.0%でありました。調定額に対する収入率は99.5%、なお、前年度は99.4%でありました。

不納欠損額は216万7,179円、収入未済額は2,117万7,254円で、前年度と比較し269万6,637円減少いたしましたところであります。

収入未済額の内訳といたしましては、町民税681万5,592円、固定資産税1,360万1,112円、軽自動車税61万800円、負担金14万9,750円であります。

次に、予算現額より100万円以上収入増となった款と金額を申し上げます。

1款町税4,097万8,383円、7款自動車取得税交付金169万3,000円、11款分担金及び負担金198万6,764円、12款使用料及び手数料187万3,490円、19款諸収入1,081万7,501

円であります。

次に、予算現額より 100 万円以上収入減となった款と金額を申し上げます。

5 款株式等譲渡所得割交付金 101 万 4,000 円、1 3 款国庫支出金 819 万 5,620 円、1 4 款県支出金 5,875 万 3,938 円、1 6 款寄附金 6,808 万 4,389 円、1 7 款繰入金 632 万 418 円 2 0 款町債 2,100 万円となっております。

2 ページをご覧ください。

3. 歳出の概要について申し上げます。

予算現額 5 0 億 3,847 万 1,000 円、支出済額 4 7 億 3,859 万 4,317 円、翌年度への繰越額が 1,678 万 8,000 円で、これを差し引きました不用額は 2 億 8,308 万 8,683 円であります。

予算現額と支出済額との比較は 2 億 9,987 万 6,683 円で、執行率は 94.0%であります。なお、前年度は 95.2%でありました。

次に、不用額が 100 万円以上となった款と金額を申し上げます。

1 款議会費 153 万 6,103 円、2 款総務費 8,041 万 3,498 円、3 款民生費 3,845 万 890 円、4 款衛生費 304 万 7,528 円、6 款農林水産業費 7,473 万 469 円、7 款商工費 2,778 万 6,805 円、8 款土木費 1,967 万 9,703 円、9 款消防費 2,081 万 9,042 円、1 0 款教育費 1,679 万 7,169 円、1 2 款公債費 658 万 9,434 円、1 3 款予備費 1,000 万円であります。

費目の流用は 92 件、合わせまして 639 万 7,774 円、予備費の充用はありません。全く支出のなかった節は 4 3 件、合わせまして 138 万 6,000 円となっておりますが、これは、2 款総務費の 4 項選挙費において山形県知事選挙及び庄内赤川土地改良区総代選挙が執行されなかったことが、その主な要因であります。

以上が一般会計の決算概要であります。

次に、3 ページをご覧ください。

『国民健康保険特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 8 億 5,668 万 6,726 円、歳出総額 8 億 1,408 万 8,140 円、歳入歳出差引額 4,259 万 8,586 円、翌年度に繰越すべき財源はありませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額となり、平成 2 9 年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が 2,726 万 9,925 円でありましたので、平成 2 8 年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 1,532 万 8,661 円の黒字となりました。また、この額に国保給付基金への積立金 4 0 万円を加え、国保給付基金積立金の取崩額 2,000 万円を考慮し、実質単年度収支額は 427 万 1,339 円の赤字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額 8 億 3,800 万円に対しまして収入済額が 8 億 5,668 万 6,726 円、執行率は 102.2%であります。なお、前年度は 100.4%でありました。収入率は 97.6%であります。なお、前年度は 96.5%でありました。

不納欠損額は 281 万 381 円、収入未済額は 1,868 万 4,773 円であります。

予算現額より 100 万円以上収入増となった款と金額につきましては、1 款国民健康保険税 294 万 8,764 円、3 款国庫支出金 362 万 2,224 円、4 款療養給付費等交付金 410 万 7,030 円 6 款県支出金 7,740 万 447 円であります。

予算現額より 100 万円以上収入減となったものはありません。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額 8 億 3,800 万円に対しまして支出済額 8 億 1,408 万 8,140 円で、翌年度繰越額はなく、不用額は 2,391 万 1,860 円、執行率は 97.1%、なお、前年度は 97.2%でありました。

不用額が 100 万円以上となった款と金額につきましては、2 款保険給付費 666 万 8,962 円、8 款保健事業費 279 万 5,074 円、1 1 款諸支出金 119 万 2,565 円、1 2 款予備費 1,216 万円となっております。

費目の流用は 1 6 件、合わせまして 202 万 5,297 円、予備費の充用は 2 件で 8 4 万円であります。全く支出のなかった節は 1 3 件、合わせまして 3 5 万 6,900 円であります。

以上が国民健康保険特別会計の決算概要であります。

次に、4 ページをご覧ください。

『後期高齢者医療特別会計』について申し上げます。

なお、本会計以降、款別に表記しております予算現額に対する 100 万円以上の収入の増減と、同じく 100 万円以上の款別の不用額につきましては、時間の関係もごございますので、説明につきましては省略させていただきます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 7,934 万 5,301 円、歳出総額 7,781 万 9,901 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 152 万 5,400 円で、平成 2 9 年度への繰越額となります。また、前年度実質収支額が 162 万 500 円でありましたので、平成 2 8 年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 9 万 5,100 円の赤字となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額 7,910 万円に対しまして収入済額は 7,934 万 5,301 円、執行率は 100.3%、なお、前年度は 100.2%でありました。収入率は前年度と同率の 100.0%でありました。

不納欠損額、及び収入未済額は 0 円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額 7,910 万円に対しまして支出済額 7,781 万 9,901 円、翌年度繰越額はなく、不用額は 128 万 9 9 円、執行率は 98.4%、前年度は 98.0%でありました。

費目の流用及び備費の充用はありません。全く支出のなかった節は 1 件で、1,000 円であります。

以上が後期高齢者医療特別会計の決算概要であります。

次に、5 ページをご覧ください。

『介護保険特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額 7 億 9,322 万 7,940 円、歳出総額 7 億 7,467 万 2,484 円、歳入歳出差引額及び実質収支額は 1,855 万 5,456 円で、平成 2 9 年度への繰越額となります。また、前年度の実質収支額が 2,270 万 4,704 円でありましたので、平成 2 8 年度の実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は 414 万 9,248 円の赤字となりました。さらに、この単年度収支額に、介護給付費準備基金の積立金 1,341 万 7,923 円

を加えました実質単年度収支額は、同基金の取崩額はありませので926万8,675円の黒字決算となったところであります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額8億9,692万円に對しまして収入済額7億9,322万7,940円、執行率は88.4%、なお、前年度は93.3%でありました。収入率は99.7%、前年度は99.8%でありました。

不納欠損額は33万3,680円、収入未済額は介護保険料で183万5,160円であります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額8億9,692万円に對しまして支出済額7億7,467万2,484円で、翌年度繰越額はなく、不用額は1億2,224万7,516円、執行率は86.4%であります。なお、前年度は90.6%でありました。

費目の流用は13件、合わせまして1,013万4,887円、予備費の充用はありません。全く支出のなかつた節は10件、合わせまして24万2,720円あります。

以上が介護保険特別会計の決算概要であります。

次に、6ページをご覧ください。

『農業集落排水事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額及び歳出総額はともに1億5,081万4,701円であり、歳入歳出差引額及び実質収支額はございません。また、前年度実質収支額、単年度収支額、及び繰上償還額は0円あります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額1億5,180万円に對しまして、収入済額1億5,081万4,701円で、執行率は99.4%、なお、前年度は99.8%でありました。収入率は99.7%、前年度は99.6%でありました。

不納欠損額は2万4,090円、収入未済額は使用料で42万2,569円あります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額1億5,180万円に對しまして、支出済額が1億5,081万4,701円で、不用額は98万5,299円、執行率は99.4%であります。なお、前年度は99.8%でありました。

費目の流用は1件、2万9,828円、予備費の充用はありません。また、支出のなかつた節は1件で1万円あります。

以上が農業集落排水事業特別会計の決算概要であります。

7ページをご覧ください。

最後に、『下水道事業特別会計』について申し上げます。

1. 決算の総括であります。歳入総額及び歳出総額は共に3億4,053万7,198円であり、歳入歳出差引額及び実質収支額はございません。また、前年度実質収支額、単年度収支額、及び繰上償還額は0円あります。

次に、2. 歳入の概要であります。予算現額3億4,219万1,000円に對しまして収入済額は3億4,053万7,198円で、執行率は99.5%であります。なお、前年度は98.4%でありました。収入率は99.9%、前年度と同率であります。

不納欠損額は2,046円、収入未済額は受益者負担金と使用料を合わせて29万4,323円あります。

次に、3. 歳出の概要であります。予算現額3億4,219万1,000円に對しまして支出済額3億4,053万7,198円、翌年度繰越額0円で、不用額は165万3,802円となり、執行率は99.5%であります。なお、前年度は98.4%でありました。

費目の流用は1件で83万4,200円、予備費の充用はありません。全く支出のなかつた節は1件1万円あります。

以上が下水道事業特別会計の決算概要であります。

以上をもちまして、平成28年度一般会計ほか各特別会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 次に、監査委員より各会計決算について、審査結果の報告を求めます。和田監査委員。

○説明員（和田 勉監査委員） 平成28年度各会計決算と審査結果の報告を申し上げます。

地方自治法並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成29年7月7日に付託された平成28年度三川町各会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金及び財政健全化判断比率を、三川町監査委員条例並びに監査基準をもとに審査いたしましたので、その審査結果について「審査意見書」によりご報告を申し上げます。

初めに、各会計の決算に係る審査意見を申し上げます。

1ページをご覧ください。

1に掲げております審査対象の決算について、2の日程により審査いたしました。

次に、2ページをご覧ください。審査の手續については、町長から提出された各決算書類を関係諸帳簿及び証書類と照合し、収支命令に符合しているか、計数及び収支が正確かつ適法であるか、予算の目的に沿って事務事業が効果的・経済的に執行されているかなどに主眼を置き、試査の方法により審査をいたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算は計数に誤りがなく、内容についても不正・不当なものになつたので、適正であると認められるものであります。

次に、審査所見を申し上げます。

27ページをご覧ください。

なお、本来であれば定期監査において取り扱いする内容であります。決算書を形成するための背景となっている事務事業の執行状況について検討をいただく見地から、決算審査において申し述べさせていただいております。

我々監査委員は、各会計の決算審査の内容に加え、例月現金出納検査や定例監査における指摘事項の改善に向けた取り組み内容を確認するとともに、事業運営が適正かつ効果的に執行されているかなどについて審査いたしました。その結果、今後の事務事業執行に向けて検討を要すると思われる事項について、2点申し述べます。

1点目は「商工振興事業について」であります。

地域産業活性化支援事業について1件の事業支援に留まる状況にありました。事業目的である産業経済の一層の活性化を図るためのより効果的な制度となるようニーズの把握に努め、事業内容について検討すべきものと判断されました。また、商工業振興金融対策事業について

ては、予算の執行率が55.7%で、保証料補給金が年々減少している状況が認められました。

本事業の執行にあたっては、商工会と連携を密にし、小規模事業者に対して制度内容を広く周知するとともに、貸付金利の情勢等を考慮し、実態を反映した予算措置を講じるよう検討すべきものと判断されました。

2点目は「かわまちづくり整備事業について」であります。

平成28年度より工事に着手しておりますが、国の予算措置率が50%程度に留まっている状況が認められ、事業期間の延長が懸念されました。ついては、必要な予算の確保を国に要望するとともに、桜並木の整備など早期に事業効果が期待できるものを優先するなど、事業スケジュールの見直しが必要であると判断されました。なお、一部の事業について供用を開始する場合は、河川関連の整備事業であることから、安全対策については100%万全な対策を講じられるようお願いいたします。また、事業整備後の維持管理については、費用負担の軽減が図られるような施策を検討すべきものと判断されました。

以上が審査所見であります。

次に、定額資金運用基金に係る審査意見を申し上げます。

28ページの審査結果に述べたとおり、「三川町育英奨学基金」については、経理に誤りなく計数は正確で、設置目的に従い運用されていると認められたところであります。

最後に、29ページの財政健全化に係る審査意見を申し上げます。

審査に付された財政健全化判断比率及びその算定の基礎資料は、いずれも適正に作成されており、財政が法律で定められた基準の範囲内で健全に運営されているものと認められるものであります。

以上、決算審査の結果並びに所見を申し上げますが、今後も引き続き財政の健全化と町民の福祉増進に向けて一層の努力を期待し、決算審査報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本案の提案に対する説明及び報告を終了します。

お諮りします。本案については、議長を除く9人で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託することに決定いたしました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま設置されました「決算審査特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本案は、議長を除く9人の議員を「決算審査特別委員会」の委員に選任することに決定いたしました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。ただいま「決算審査特別委員会」に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、9月11日まで審査を終えるよう、期限をつけることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は9月11日まで審査を終えるよう、期限をつけることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第7、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第3号「平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

平成29年9月8日

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 芳賀 修一 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
3	平成29年 9月6日	平成30年産以降の米政策の見直しに関する件について請願	採 択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の経過を若干説明いたします。

9月7日9時30分より、紹介議員も含め委員7人参加の下、説明員としてJAたがわ営農企画課長 本間章浩氏より、請願の主旨説明をいただき、委員からの質問に答えていただきました。その後、意見陳述を行い、採決し採択となりました。現在の農業政策は転作自由化、米の直接支払いの廃止など、自由競争による大規模化を目指す政策であり、当町も含め、農業経営の不安定化と地域経済に悪影響を及ぼす可能性があります。その意味で請願の主旨は妥当と考えました。

議員諸兄の賛同をよろしくお願いいたします。以上であります。

○議長（小林茂吉議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから請願第3号「平成30年産以降の米政策の見直しに関する
件について請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、本件は委員長報告のとおり可決
されました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
これをもって散会といたします。

（午前10時08分）

平成29年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成29年9月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 田中晃議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	五十嵐泉 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	宮野淳一 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	黒田浩 建設環境課長
遠藤淳士 環境整備主幹	高橋誠一 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

成田弘 議会事務局長	佐藤真子 書記	五十嵐章浩 書記
------------	---------	----------

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程はお手元に配付のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題とします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。5番 町野 昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

決算審査特別委員会付託事件の審査結果報告書

1. 開会の日時及び場所

平成29年9月8日午前10時8分から午後3時10分まで、9月11日午前9時30分から午後5時9分まで三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 9月8日 9名、 9月11日 9名

3. 欠席委員 9月8日 なし、 9月11日 なし

4. 出席要請者 三川町長、監査委員、教育委員会教育長、農業委員会会長

5. 審査事項

議第37号 平成28年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定の件

議第38号 平成28年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第39号 平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第40号 平成28年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第41号 平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

議第42号 平成28年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の件

6. 審査の経過

◎ 年長委員 芳賀修一委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果委員長に町野昌弘委員が当選した。

つづいて、委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に芳賀修一委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員による全体会議により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

7. 審査の結果

付託された各会計決算は、認定を与えることが妥当であると決定した。

以上、特別委員会における審査の状況について報告いたします。

平成29年9月12日

三川町議会決算審査特別委員会
委員長 町野 昌弘 ㊟

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

○議長（小林茂吉議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は十分尽くされたと思いますので、質疑を終結します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はございませんか。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決を行います。

各会計決算の認定の件は、6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

○議長（小林茂吉議員） 初めに、議第37号「平成28年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第37号「平成28年度三川町一般会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第38号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第38号「平成28年度三川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第39号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第39号「平成28年度三川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第40号「平成28年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第40号「平成28年度三川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第41号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第41号「平成28年度三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第42号「平成28年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件を採決します。

お諮りします。本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第42号「平成28年度三川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、議第43号「字の区域及び名称の変更」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第43号「字の区域及び名称の変更」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、県営西郷北部地区経営体育成基盤整備事業の施行に伴い、従来、字の境と定めていた道路・水路等がすべて排除され、新たな区画に基づいた道路・水路等が設

置されたことに伴い、本町と鶴岡市の新たな字界を定めるため、地方自治法第260条第1項の規定により提案するものであります。

なお、字の区域及び名称の変更につきましては、鶴岡市の合意を得ているものであることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○9番（梅津博議員） ただいま上程されました議第43号の件については、過去にも同じ内容で上程され議決された経緯があったように思いますが、内容について一部変更になったのか、あるいはどういった意味合いで再び出てきたのか、その辺を詳しく説明を求めます。

○説明員（本間明総務課長） 字の区域そして名称の変更につきましては、上程したわけですが、前回につきましては、市町村界、町としての境界を変えることの議決をいただいたものであります。これにつきましては、同様に自治法260条で市町村の区域を新たに新設、あるいは廃止した場合について、議決をいただかなければいけない。今回については、字の名称を変更するという事で議決をいただくものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 他にありませんか。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第43号「字の区域及び名称の変更」の件を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名 不起立0名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第43号「字の区域及び名称の変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第44号「三川町監査委員の選任」の件を議題とします。

○議長（小林茂吉議員） 職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（小林茂吉議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部誠町長） ただいま上程されました、議第44号「三川町監査委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、10月10日を以って、識見を有する監査委員の和田勉氏が任期満了となることから、和田氏の再任をお願い致したく、ご提案申し上げる次第であります。

和田氏は、昭和50年3月専修大学商学部を卒業後、同年4月山形県信用農業協同組合連合会に入会し、以来、32年余に亘り、同連合会の職員として勤務されました。その間の主な経歴といたしましては、昭和63年に酒田支所長代理となり、以降、合併対策課長、企画管理課長、中央会・連合会会長室担当、庄内地区担当副部長を歴任され、さらに、平成15年に農林中央金庫に出向、平成18年に株式会社山形県JAビジネスに出向し、平成19年に退職しております。その後、庄内みどり農協常勤監事に就任し、平成25年6月まで監事としての要職の任に当たられておりました。

そして、平成25年10月からは、識見の監査委員として就任いただいておりますが、監査業務にも精通され、人格・識見ともに優れた方であり、監査委員として最適者であることから、再度選任いたしたく、提案申し上げる次第でありますので、何卒ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから議第44号「三川町監査委員の選任」の件を採決いたします。

この採決は先例により、無記名投票で行います。

○議長（小林茂吉議員） 議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小林茂吉議員） ただいまの出席議員数は議長を除いて9名であります。

○議長（小林茂吉議員） 次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に3番 佐藤栄市議員、4番 佐久間千佳議員。以上2名を指名いたします。

○議長（小林茂吉議員） 職員に投票用紙を配布させます。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と。反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は否とみなします。

（投票用紙配布）

○議長（小林茂吉議員） 投票用紙の配布漏れはありますか。

（配布漏れなしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 配布漏れなしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 職員に投票箱を点検させます。

異常ありますか。

（投票箱点検）

○議長（小林茂吉議員） 異常なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と指名を読み上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

（点呼により、順次投票）

○議長（小林茂吉議員） 投票漏れはありますか。

(投票漏れなしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 投票漏れなしと認めます。

○議長(小林茂吉議員) 投票を終了します。

○議長(小林茂吉議員) 開票を行います。

3番 佐藤栄市議員、4番 佐久間千佳議員、開票の立会をお願いします。

(開票)

○議長(小林茂吉議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票、これは投票者総数と一致しております。内、有効投票9票。有効投票の内、賛成9票。以上のとおり全員賛成であります。したがって、議第44号「三川町監査委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(小林茂吉議員) 日程第4、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。

○議長(小林茂吉議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本件は、地方自治法第100条第13項及び三川町議会会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等への派遣するときは、予め議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めます。

お諮りします。本件は別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、本件は別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第5、意見書第2号「平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書提出」の件を議題とします。

○議長(小林茂吉議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本件について、提案理由の説明を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番(芳賀修一議員) 平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書について、若干の提案理由を説明いたします。

中身としましては、作付け割当を示さない、いわゆる自由化が平成30年より実行されることになりました。本来の自由化の目的は、TPPの締結によって輸入米の前提とした自由化の政策でありましたが、TPPの締結がないまま自由化だけが実行されることになりました。それにより、現場に大きな不安があり、これに対して以下7つの項目の意見書を提出するものであります。

1つ目の、平成30年産以降の再生協議会の強化についてであります。県別の再生協議会が一応ありますが、實際上割当を示している再生協議会は、主産地では実行しておりますが、

関東近県の再生協議会は、實際上数量割当を示さないという状況になり、非常に生産の調整に関しては、過剰感が生まれているというふうに思われます。したがって、関係団体が一体となった全国組織が必要であると思います。現在、各県別の再生協議会のみであって、全国組織はありません。したがって早急に全国組織の結成が望まれます。

また、水田活用の直接交付金についてであります。現在、いわゆる転作の補助金になりますが、各界、財界等からも飼料米等補助金の体系の見直しなど、いろいろ農業に対する圧力が強まる中で、これを恒久的な法律として阻止するということが必要になっております。

また、4番目に直接支払交付金についてであります。7,500円が廃止されることとなりますが、その7,500円の使い道については、現在収入保険制度に主に使うということになっております。収入保険制度の中身については、実際上は9割の価格補償ということで、90%の中の90%、最大で81%の補償しか補償されないということになっております。これについては、より経営の安定化を図るための制度が求められます。

また、現行のナラシ対策については、ナラシ対策は2年分をカットした5年分の3年間の平均ということで、価格が平均的に低下していきますと基準価格が下がっていくような制度であります。そうではなくて、基準となる標準的収入を最低限度として設定するということが必要だと思えます。

また、平成30年以降も生産調整の割当に真剣に取り組む生産者を対象とした、生産者に対するインセンティブと言いましょいか、ナラシ対策の制度を利用する一つの条件にするべきだと思えます。

また、6番目ですが、出来秋以降、作柄によっての変動があつて、需給調整が上手くいかないということに関しては、政府の保管米も含めた需給調整が必要だと思えます。

また、7番目ですが、直接支払制度は現在廃止されてしまいましたが、やはり基本的なヨーロッパ型の直接支払制度が必要であると思えます。

また、今農地維持支払について、現実には個人の所得ではなくて、集落全体の基盤の整備となつておりまして、その制度を改善して所得に結びつくような仕組みが必要であると思えます。

また、山間地の条件不利地のコスト差とありますが、三川町にも平野部で、三川町はそう多くはありませんが、山間地を借りて耕作している生産者もおりますので、このコスト差をしっかりと補える交付水準とする要件が必要だと思えます。

以上、現実的に最低限の政策の意見であり、今後の農業の持続的な発展のためには、必要な要件と思えます。ぜひ、議員の皆さまのご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから意見書第2号「平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書提出」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、意見書第2号「平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書提出」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成29年第4回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（午前10時10分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

平成29年9月12日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番